

## 衆議院会議録 第九号

		平成十年五月十五日(金曜日)	午前九時開議
出席委員		委員長 坂上 富男君	
理事 野田 聖子君	理事 古屋	理事 山口 俊一君	
理事 水井 英慈君	理事 小沢	理事 西田 猛君	
理事 大石 秀政君	主司君	佐藤 勉君	
菅 義偉君	郵便委員会専門 丸山 一敏君	竹本 直一君	
渡辺 博道君	郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)	今村 雅弘君	
今田 保典君	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(内閣提出第六三号)(参議院送付)	大石 秀政君	
漆原 良夫君	郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)	佐藤 克彦君	
石垣 一夫君	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)	横光 克彦君	
同日	第五月十五日	吉田 定功君	
出席政府委員	同日	天野 定功君	
郵政大臣官房長	同日	長谷川 憲正君	
郵政省郵務局長	同日	安岡 裕幸君	
郵政省貯金局長	同日	小坂 恵次君	
郵政省簡易保険局長	同日	伊藤 忠治君	
郵政省放送行政課長	同日	吉田 治君	
事務総局審査局長	同日	遠藤 和良君	
管理企画課長	同日	矢島 恒夫君	
郵政大臣官房財務部長	同日	塗原 良夫君	
是枝 義人君	同日	今田 保典君	
出席国務大臣	同日	渡辺 博道君	
郵政大臣	同日	漆原 良夫君	
出席政府委員	同日	坂井 隆憲君	
郵政大臣官房長	同日	野中 広務君	
郵政省郵務局長	同日	塗原 良夫君	
郵政省貯金局長	同日	伊藤 忠治君	
郵政省簡易保険局長	同日	神崎 武法君	
郵政省放送行政課長	同日	坂井 隆憲君	
事務総局審査局長	同日	野中 広務君	
管理企画課長	同日	塗原 良夫君	
郵政大臣官房財務部長	同日	伊藤 忠治君	
是枝 義人君	同日	神崎 武法君	

○坂上委員長 このより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお詰りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に西田猛君を指名いたします。

○坂上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に西田猛君を指名いたします。

○坂上委員長 内閣提出、参議院送付、郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

参考人出頭要求に関する件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出

理事の補欠選任

参考人出頭要求に関する件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出

現在、大蔵委員会でも金融関連法案の審議を経て、意継続でございます。そういうふうに思つております。

自見大臣、かつてといいますか、今でもそうでございましょうが、優秀な青年の医師ということでありました。まさに、人命は地球よりも重いと、いうことでしつかりと守つてこられたと思ひます。

が、今や国民の皆様の本当にとらの子の貴重な財産である郵貯、簡保、合わせて三百四十兆を超すこの大変貴重な財産をしつかりと守る立場にあられるわけでございます。利息もたくさんつけてほしいというのが庶民の願いであります。

そういうふうに、人命は地球よりも重いとございました。まさに、人命は地球よりも重いと、いうことでしつかりと守つてこられたと思ひます。

が、今や国民の皆様の本当にとらの子の貴重な財産である郵貯、簡保、合わせて三百四十兆を超すこの大変貴重な財産をしつかりと守る立場にあられるわけでございます。利息もたくさんつけてほしいというのが庶民の願いであります。

そういうふうに、人命は地球よりも重いとございました。まさに、人命は地球よりも重いと、いうことでしつかりと守つてこられたと思ひます。

○自見國務大臣 今村委員にお答えをさせていただきます。

三百四十兆円の国民からの貴重な資金をお預かりしておるわけでございまして、本当に胸に食い入るような責任の重大さを感じさせていただいております。

その中で、先生の質問は、金融ビッグバンの中で、特に郵貯、簡保がいかなる基本に基づいて対処することが必要であるかという御質問だ、こう思つております。

今、金融ビッグバンは、先生御質問の中にございましたように、利用者の利便を向上させるものとして、これは私は積極的に推進されるべきものだというふうに思つております。

そういうふうに思つております。

そこで、中身に入つてまいりますが、いわゆる郵便貯金等につきましては、ある意味では入り口と出口があるというふうに考えております。まず、お金を、きちんと貴重な財産をお預かりするということが入り口、そしてまた、それをいかに生かして使っていくか、運用していくかということが出口ということで御理解願いたいと思いますが、何しろ、お金が集まらないことは、いろいろな財政投融資等のお金にも使えないということになります。

マサチューセッツ州では、これは実は法律によりまして、金融サービスを確保すべく一定の者の手数料を無料化する等の動き、これをライフライ・バンキング、こう言うわけでございますが、懸念されるわけでございますから、こういった中で、やはり郵便貯金、簡易保険は小口個人を念

見られるよう、当然でございますが、規制緩和に伴いまして民間金融機関が効率性を最優先するため、金融サービスの地域間格差あるいは顧客間の格差が拡大する懸念があるところでございます。

一例を挙げてみますと、例えばロンドンでございますが、これは民間シンクタンクレポートで、N E F というところがまとめた抜粋でございます。

当然効率性を追求しますから、そういう中で、ロンドンの市民の約三二%が銀行口座を持つておらず、その多くは女性あるいは若年者、老年者、失業者、低賃労働者だ、こういった現象が起きておりますと、ロンドンの中でも銀行の支店が二百七十一も減少したということでございまして、銀行支店閉鎖率は貧しい区ほど高く、支店閉鎖は、地域における金融サービスへのアクセスという意味において金融排除を助長している、こういったレポートもございます。

それから、一方、アメリカにおいては、これは近年大変有名になつてきましたが、ライフライ

銀行口座を失つて、こういった問題が起きております。

これは、一九八〇年代、米国において、金利の自由化の進展に伴い、金融サービスの手数料の賦課、引き上げが生じたわけでございまして、その結果、米国では、貧しい家庭が銀行口座を失つて

いき、現在、銀行口座を持つてない世帯が実にアメリカの四分の一以上となつているということございます。

マサチューセッツ州では、これは実は法律によりまして、金融サービスを確保すべく一定の者の手数料を無料化する等の動き、これをライフライ・バンキング、こう言うわけでございますが、懸念されるわけでございますから、こういった中で、やはり郵便貯金、簡易保険は小口個人を念

頭にいたしておりますと、御存じのように二万四千六百の郵便局ネットワークを通じまして、約三千三百の市町村すべてに郵便局が明治四年以来国民の財産としてあるわけでございますから、基礎的な金融、生活保障というサービスを全国あまねく公平に提供するという重要な役割を私は果たしていかなければならぬというふうに思うわけでございます。

ビッグバンが進展する中でございますが、郵便貯金及び簡易保険がこうした役割を引き受けつつ、当然不斷の効率化に努める必要もございますし、よりよいサービスを提供することを通じて、全体として利用者利便あるいは国民の利便が一層向上するような事業運営に努めてまいりたいとうふうに思つております。

○今村委員 ありがとうございました。

ただいま、まさに光と影という表現をなされたわけですが、ぜひとも、郵政当局におきましても、しつかり頑張る分は頑張る、そして守る分は守るということで、今後とも頑張つてもらいたいというふうに、まず冒頭お願いしております。

それで、中身に入つてまいりますが、いわゆる郵便貯金等につきましては、ある意味では入り口と出口があるというふうに考えております。まず、お金を、きちんと貴重な財産をお預かりするということが入り口、そしてまた、それをいかに生かして使っていくか、運用していくかということが出口ということで御理解願いたいと思いますが、何しろ、お金が集まらないことは、いろいろな財政投融資等のお金にも使えないということになります。

それから、現金被害の方は、七年度は三十七件では十件で十三人、これは利用者の方が三名と職員が十名でございます。それから八年度は三件で四人、これはいずれも職員でございます。九年度は十二件で十五人、これは利用者の方が三名と職員が十二名。この三年間は、命にかかるわるい事件が十二件で五十五人、これは利用者の方が三名と職員が十二名。この三年間は、命にかかるわるい事件がないと想つております。

このうち人身被害がございましたのは、七年度では十件で十三人、これは利用者の方が三名と職員が十名でございます。それから八年度は三件で四人、これはいずれも職員でございます。九年度は十二件で十五人、これは利用者の方が三名と職員が十二名。この三年間は、命にかかるわるい事件がないと想つております。

ございまして、五千九百八十六万円が被害に遭っております。八年度は二十四件で三千三百五十四万円、九年度は四十一件で七千二十一万円というふうになつておるわけでございます。

こういった強盗事件を未然防止するというのは極めて大事でございますので、郵政省といたしましては、従来から力を入れて取り組んでいるわけですが、何しろ、防犯ビデオとか防犯カメラ、あるいは監視装置、こういったものをすべての特定郵便局に設置をしております。

それからまた、強盗対策の模擬訓練というものがございますが、非常に強盗事件等凶悪な事件が発生して、大変不安にさらされておるということでございまして、これは極めてゆめしい事態というふうに思つておるわけでございます。

も全特定郵便局で実施しているわけでございます。そこでこの模擬訓練というのは大変訓練効果が高うございまして、ことしの三月から四月までは約五千九百局で実施をしているわけでございます。これをまた外にアピールするということも必要でございまして、延べで三百三十一社のテレビ局あるいは新聞に報道されているというところでございます。

そのほか、郵政監察官とか警察署の警察官にお願いします警戒バトロールとか、あるいは強盗対策マニュアル、こういったものによって指導を行うといったようないろいろな施策を講じております。

ただ、先ほど先生もおっしゃいましたように、最近特にふえておりまして、この二月ごろから郵便局だけではなくいろいろな金融機関等にふえているわけでございますけれども、本年度に入りましたとしても、昨日まで、四月、五月で二十五件発生をしております。

それから、四月には茨城県の郵便局で局長が刺殺をされまたり、あるいは先般は、ピストルを発射するといったような凶悪化の傾向がございました。それからまた、地域的にも大変広がりを見せておりますので、これらの施策に加えまして、この際、抜本的な防止策をとることが必要だということとで検討しておったわけでございますけれども、この五月から、すべての特定郵便局に常時警戒する人を配置いたしまして、常に警戒をして牽制効果を上げるという施策をとることにいたしました。こういった防止策は世の中に御存じいただくことも大事でございますので、先ほどの閣議後の記者会見におきまして、大臣から発表していただきたいところでございます。

いずれにいたしましても、強盗事件の未然防止に格段の力を傾注いたしまして、先生先ほどおつしやいましたように、郵便局は国民の貴重な財産をお預かりしているわけでございますから、国民の皆様が安心して御利用になれる郵便局、あるいは

は職員もまた安心して仕事のできる郵便局づくりでござります。

○今村委員 とにかく事件を起こさない。やはり前もって、郵便局はこれだけ防備がかないんだ、郵便局を襲つても必ず捕まる、そういう防御の存在感といいますか、そういったプレゼンスをしっかりとアピールされることを強くお願いしておき

ます。

○今村委員 だんだん時間がなくなってきたのであります

が、続きまして、お手元にもちょっとと資料を配つておりますが、今外貨預金等を含めていろいろな形でさまざまな金融商品が出てまいり、いろいろな方たち、この低金利の中、庶民の皆さんもどうやつてお金をふやそうかということで一生懸命

だということでございます。

○今村委員 こういう中で、郵便局の皆さんも、これから先はぜひ、いろいろな金融知識等々を含めて、現場の第一線で基本的なことはお客様の質問等にも答

えられるようになりますから、これから先はぜひ、いろいろな職員の教育、あるいは、直ちに今相場がどうなつているとか金利がどうなつっているとか、そういう見られるようないろいろな情報機器の充実

と、そういう競争相手に負けないということで、今後とも職員の教育、あるいは設備の充実にぜひ力を入れていただきたい、これは質問するつもりでございます。

○今村委員 次に、出口論でございますが、これもちょっとと大臣にお伺いしたいと思つております。

○自見国務大臣 基本的に、今まで、この郵便貯金の関係は、いわゆる日本特有の制度といいますか、非常に特

徴的であります、こういった形でお金を集めています。そしてそれをいろいろなインフラの整備に使つてきたという側面がございます。そういうこ

とで大変効率を發揮してきたわけでございますが、最近、やはり財政投融資のあり方等について

だんだん問題が出てきていることは御承知かと思つております。

○坂上委員長 横光克彦君。

これまで、簡保の積立金につきましては、これは実は創業以来、大正八年でございますが、また戦後

くつていくか。そしてまた、片一方では、やはりお預かりした人の貴重な財産でありますから、その保証といいますか、担保をどういうふうにきちんと維持していくのかといったことが大きな課題になつていくかと思います。特に、今後は、いわゆる預託の全面廃止、そして全額自主運用という方向にも進んでいくわけでありまして、この運用につきましては、重大な責任をこれから負うことになると思つております。

特に、国鉄清算事業団の債務が今問題になつておりますが、ああいう融資の仕方をする、やはり預けた方も大丈夫なのかという不安も出てくるわけでありますから、こういったことがあってはならないというふうに私は考へるわけでございます。他方で、そうはいつても、やはり国策の遂行といいますか、まだまだやらなければいけないいろいろな公共施設の充実等々もあるわけだと思います。

○今村委員 特に、国鉄清算事業団の債務が今問題になつておりますが、ああいう融資の仕方をする、やはり預けた方も大丈夫なのかという不安も出てくるわけでありますから、こういったことがあってはならないというふうに私は考へるわけでございます。他方で、そうはいつても、やはり国策の遂行といいますか、まだやらなければいけないいろいろな公共施設の充実等々もあるわけだと思います。

○自見国務大臣 そういう観点で、これから非常に難しい選択を迫られると思いますが、こういったものもぜひ、人任せにしないで、やはり預かった者の責任として、運用の方にしてもできるだけしっかりと見ていくといいますか、あるいはお金の配り方を含めて、そういうコトツの仕方も必要ではな

いかというふうに思つております。

○自見国務大臣 こういった観点で、今後、どういうふうな基本的な取り組みをされるのが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○今村委員 今村委員にお答えをさせていただきました。

郵便貯金資金の預託の廃止と全額自主運用といふことに付いては、その責任の重大さを大変痛感いたしております。

○自見国務大臣 いたしておられます。この戦いに勝たれますことを心より祈念いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○坂上委員長 ありがとうございました。

○横光委員 社民党的横光克彦でございます。きょうは質問順位を繰り上げていただきまして、各党の皆様方の御配慮に感謝を申し上げたいと思います。

今、中央省庁等改革基本法案が国会の中で審議中でございます。この法案の中で規定されております郵便貯金資金が全額自主運用となるわけでござりますが、ただいま村議員の方からも御質問がございました。全額自主運用になった場合、非常に考えなければならないことはやはりリスク管理だと思うのですね。そういったことから、今大臣の御答弁で、簡保も含めて約百四十兆自主運用されている。しかし、これからもその額は大きくなるわけですね。そういう意味から、郵政省としてこれから自主運用する場合、この投資配分をどのように考えておられるのか、大きな変化はあるのか。

大臣、先ほど、スキームはこれから検討するのだというお話をございましたが、やはりもうここにはある程度方向性を決めていかなければならない時期ではなからうかと思つております。長期的な安定ということが最大限でございましょうが、全額自主運用になった場合、やはりこれまでと違うのじやなかろうか。こういった投資配分のことについてまずお伺いいたしたいと思います。

○安岡政府委員 お答え申しあげます。

先生御指摘のように、郵便貯金資金は資金運用部への預託を廃止して全額自主運用されるという格好になつておられるわけでございますけれども、たすけれども、四兆兆円ということでしつかりとやつておるところでございます。

それから、簡保の方も創業当初から郵政大臣が直接管理運用するといふことになつておりますので、郵政省といましましては、こうした郵貯や簡保の長年の自主運用の経験と実績を踏まえて、あくまでも預金者利益の確保や健全な経営の確保の

観点に留意して適切に行っていくというのが筋道であろうといふふうに思つております。

具体的な投資配分の関係でございますけれども、これからいろいろ市場動向の推移等も踏まえながら検討するということになりますけれども、一つの基本的な道筋といつましても、引き続き社会資本整備等の公的分野に長期資金を供給するという役割が一つあるかなと思います。

それから、いろいろこれからビッグバンで恐らく拡大するであろう債券市場、金融市場の中で、国债、社債等の長期債を中心に有利に運用するという格好をやることにいたしまして、安全確実な資産を中心にして、期間でいいますと長期安定的な資金運用を行う、これを基本にして健全経営を確保する、こんなことで考えておるところでございます。

○横光委員

預金者にはそのところをやはり、これから全額自主運用になった場合非常に心配の種の一つだと思うのですね。資金の運用、これはリスク管理も含めて専門的な知識や経験が必要であるということはもう申しますでもございません。

昨年の秋に、NHKで郵政三事業という討論番組をやられて、自民党的山口理事も出席された番組がございましたが、その中で、私ちょっと印象に残つたお話があったのですね。

それは、東海総合研究所の水谷さんのお話で、

金を集めるのは割合簡単だが、貸すのが非常に難しい、貸しても後で返してもらえるのかどうか見きわめるのがだれがやつても非常に難しい、こういった発言があつたのですね。銀行出身のいわばプロフェッショナルな方がこう言うくらいですが、安全確実な運用をすることがいかに難しいことであるかということだと思います。

しかも、これから郵貯三百三十兆という巨大な資金を運用していくわけでございます。ですか

けで、優秀な人材ももちろん育っているとは思いますが、安全確実をモットーとする郵便貯金のさ

らなる発展のために、組織あるいは人員等運用体

制の充実強化について、これは将来の全額自主運用も踏まえてどのように考えておられるのか。例えれば、民間のノウハウを活用することも必要になつてくるでしょうし、また、さらに言えば民間の経験豊かな専門家を非常勤職員としてでも採用するようなことも効果的だという気はするのです

が、こういったことも含めてどのようにお考えでありますか。これまでこういった相互利用は、利用者からの要望も高まつてきておると思いますし、郵政省も平成六年度からこの接続の予算要求をしてきておりましたが、なかなか実現をすることができませんでした。この原因は何だったのでしょうか。

○安岡政府委員 お答えを申し上げます。

今後、預託廃止になつて全額自主運用になる場合におきましても、先ほど申し上げましたように、基本的には公社債を中心に長期安定的な運用をしていくという手がたい運用を基本に置こうと

いうふうに考えております。同時に、これから非常に大事なポイントというのは、リスク管理を充実させていくということでござります。資金量も

増大してまいりますので、そういうことから運用体制の一層の充実強化を図つていただきたいというふうに思います。

人材育成という観点で言えば、まさにこのビッグバンも進展するということでござりますので、自主運用に当たりまして、高度な倫理観に裏づけされました専門的知識や技能を持つ職員を育成するということ、今も当然やつておりますけれども、そこに力を注いでいきたいというふうに思いました。

それから、民間のいろいろなノウハウ等を活用するという見地から、私どもの方も既に対策資金の運用についても指定車という格好で信託銀行のノウハウをかりるということもやつております。

それから、民間のいろいろなノウハウ等を活用するという見地から、私どもの方も既に対策資金の運用についても指定車という格好で信託銀行のノウハウをかりるということもやつております。

A T M 提携というのは、国民共有的財産を提供するということで、基本的には国民利用者の利便に資していくことになりますけれども

一つ民間さんが心配したのは、郵貯に資金がシフトするのではないか、そういう懸念だったわけ

ございます。

実は私ども、今回やるに当たつていろいろな話をする中で、これは民間さんから聞いた話ですけれども、民間さん同士の提携、つまり、都銀さん

次に、今回の法律改正により、民間金融機関との間で A T M 、 C D の相互利用が可能になるわけですね。これは国民利用者の立場から見ると大変結構なことだと思います。

これまでこういった相互通用は、利用者からの要望も高まつてきておると思いますし、郵政省も平成六年度からこの接続の予算要求をしてきておりましたが、なかなか実現をすることができませんでした。この原因は何だったのでしょうか。

○安岡政府委員

先生御指摘のように、国民共有財産ということでの郵貯のネットワークの開放については、平成六年から、国民利用者の利便を図ろう、こういう見地で予算要求をいたしました。ただ、当時は、なかなか民間さんの賛同が得られなかつたということでお答えをして、実現をしなかつたわけでございますけれども、九年度の予算で実験経費がつきまして、今回、本格実施について予算措置もされ、今法案をかけていただいておるというのが経緯でございます。

○横光委員

今、郵政省の意欲はそういったふうにありながら、やはり民間金融銀行がもうひとつ積極的でなかつたということでお答えますが、その積極的でなかつた一つの原因として、金利等の関係から、銀行の普通預金が郵貯の通常貯金にシフトすることが懸念されたのではないか。要するに、当時、金利差が一%ありましたね。そういう

たことが接続をためらつた一つの大きな理由だとおも言われておりますが、そのところはどうでしょうか。

○安岡政府委員 お答えを申し上げます。

A T M 提携というのは、国民共有的財産を提供するということで、基本的には国民利用者の利便に資していくことになりますけれども、一つ民間さんが心配したのは、郵貯に資金がシフトするのではないか、そういう懸念だったわけ

と地銀さんが提携しようといったときに、地銀さんの方から、都銀にとられるのではないかということ懸念があつたのですけれども、実際はそんなことなく、相互補完になつたといふことも、この前、ある場面でもはつきり話をしているところでございます。

それで、金利の関係についても、いろいろな実証的なアンケート結果がござりますけれども、民間の機関で、これは金融財政事情研究会の平成七年五月の調査でございますが、普通預金または通常貯金の金利を意識している世帯、これは一五%世帯ぐらいにすぎませんということです。また、一%程度の金利差で預け先を変えるということを検討するという世帯は七%だということでございまして、郵貯と民間との提携において資金シフトの問題は生じない、こんなふうに思つていてるところでございます。

○横光委員 よくわかりました。

ところが、今回、こうして相互利用ができることに成了。そして、きのういたい資料で、直近の郵便貯金ATMとの接続の要望、これが百三十六社にも上つておる。しかも、都市銀行は入つておりますし、大変な幅広い形で郵便貯金とのネットワークを結ぼうという形があらわれ始めているわけですね。これは、これまでの消極的だったことに比べれば画期的な出来事であろう、私はこのように思つております。

最近までは、民間金融銀行は、郵便貯金に対し批判的でしたね。官が民を圧迫するとか、あるいは公正な競争を阻害するとかいうことで批判的であつたわけですが、こうして希望が相次いでいる。これはやはり、先ほどからお話を出ておりまusp;igバンの影響が非常に大きいのではないかと。

つまり、生き残りをかけた大競争の時代に入るわけで、そうなりますと、オンライン提携の最大の魅力は、全国津々浦々にあります二万四千のこのネットワーク、この店舗網、これが最大の魅力である。このように思つてございます。そ

れは、提携することによって、それぞれの利用者にとつてこれほどありがたいことはないわけでございます。

ところが、これは、ただ接続するだけ、足し算という感覚で運用するだけでなくて、掛け算的に、総合的なシステムとしてやはり活用していくべきではなかろうか。例えば、災害時において、相互に国民のライフラインとしてのバックアップ機能を果たすとか、あるいは、国民の日常生活上の主要な金融サービスを、附加価値を高めて、そしてより充実したものに常時変えながら有機的に提供していく。国民の金融機関が一つのネットワークにつながるといいますか、いわば国民金融総合通信サービスというような大構想に最後はたどり着くのではないかという気がいたしております。

このようなシステム構築を郵政大臣がイニシアチブをとつてやるということは非常に意義があることだと私は思うのですが、最後に、総合的な国民金融総合通信サービスシステムみたいな大構想について、ひとつ大臣の御見解をお伺いいたしました。

○自見国務大臣 横光委員にお答えをさせていただきます。

先生御指摘のよう、今回のATM、CDの提携は、民間金融機関のサービスが郵便局で受けられるとともに、また、郵便局のサービスが民間金融機関の店舗において受けられるというようなものでございまして、今、百三十六でございます。

か、民間金融機関が御協力いただくということでございまして、たしか、昨年の年末の予算編成のころに比べれば三倍以上の数にふえた、大変御理解と御協力をいただいたとあります。ありがとうございました。

郵便貯金は、いわゆる金融ビッグバンの直接の対象にはなつていないうわけであります。一部には、國営の郵便貯金の存在が金融ビッグバンとは相入れないのではないかという議論も見受けられます。

郵便貯金としては、金融ビッグバンの中には、貧しい家庭が銀行口座を失つていくという現象が起きたわけでございます。現在、銀行口座を持つてない世帯が実にあの広いアメリカの四分の一以上となつていて、その結果、米国では、貧しい家庭が銀行口座を失つていくという現象が起きたわけでございます。

預金しておかなければ口座がもられない、こういった現象が起きてまいりまして、その結果、米国では、貧しい家庭が銀行口座を失つていくという現象が起きたわけでございます。

銀行口座を持つてない世帯が実にあの広いアメリカの四分の一以上となつていて、その結果、米国では、貧しい家庭が銀行口座を失つていくとい

うふうに思つています。

しかし、一方、今さつきも答弁させていただきましたが、あらゆる政策はやはり光と影があるわけございまして、特にイギリスやアメリカで見られるように、ビッグバンでございますから、規制緩和に伴い民間の金融機関が当然効率性を最優先するわけでございます。そういう中で、やはり金融サービスの地域間格差や顧客間の格差が拡大する懸念があるところでございます。

こういった中でも、郵便貯金は、小ロット個人を念頭に置きまして、基礎的な金融サービスを全国あまねく公平に提供する重要な役割を果たしていくべきというふうに思つております。

金融ビッグバンが進展する中でございますが、郵便貯金がこうした役割を引き続き果たしつつ、国民の共有財産でございます郵便局ネットワークを広く開放して有効活用を図るなどしまして、全体として、利用者利便、国民の利便が一層向上するよう事業運営に努めてまいりたい、こういうふうに思つてございます。

今さつきも御答弁させていただきましたが、アメリカに一例をとりますと、一九八〇年代に、金利の自由化の進展に伴いまして、金融サービスの手数料の賦課、引き上げが生じたわけでございます。御存じのように、預金している額が少ないと、日本のお金でいうと二十万とか三十万銀行に預金しておかなければ口座がもれない、こういった現象が起きてまいりまして、その結果、米国では、貧しい家庭が銀行口座を失つていくとい

う現象が起きたわけでございます。現在、銀行口座を持つてない世帯が実にあの広いアメリカの四分の一以上となつていて、その結果、米国では、貧しい家庭が銀行口座を失つていくとい

う現象が起きたわけでございます。

そういう中で、実はライフルイン・バンキン

グという、これはマサチューセッツ州では州の法律で定めておるようでございますが、一定の者の手数料を無料化する等の動きが起きてるわけでございます。

先生の御指摘も踏まえて、今後とも、国民のものは利用者の利便を向上させることでございま

六十五歳以上または十八歳以下に対しまして口座維持手数料の無料化を義務づけているということです。

やはり金融ピックパンは行わなければなりませんが、当然金融機関の効率化が行われる、そういった中で、低所得者の方々あるいは若い人あるいは高齢者の方々がアメリカでは現実に銀行口座を失つていく。アメリカで銀行口座を失うということは、御存じのように大変小切手社会でもござりますから、実際の生活に非常に支障を来すということです。

やはり、政治はトータルなものだというふうに私は思つておりますから、そういうことにもきちんと視野を置きつつ、やはり郵便貯金、御存じのよう全国三千三百の全地域にあまねく広くあるわけでございまして、金融ピックパンの中でも、やはり郵便局が郵政事業として郵便貯金を引いておりまして、今後ともそういうふうに神に沿いまして事業運営に努めてまいりたいとうふうに思つております。

○今田委員 どうもありがとうございます。私は確信をしておるわけでございまして、今後ともそういうふうに思つておられます。

私もそういう認識であります。そもそも郵便局は全国津々浦々くまなく設置されておるわけであります。さらに、創業以来百二十年間、為替、貯金や簡易保険といったサービスを通して、国民に最も身近な公的機関として親しまれてきたわけであります。私は、郵便局の果たしてきたこれらの役割はこれからも引き続き重要であると考えておるところであります。

私の地元である山形では、金融機関といえは郵便局しかない地域も数多くあります。その方々の声として、子供が東京の学校に行っているが、郵便局の通帳で銀行のATMを使ってお金をおろすことができないのかという地元の方々からの要望もありましたし、以前からそういう声もあったわけであります。

金融ピックパンを迎えたとき、約一万四千の郵

便局を結んだ郵便貯金とのオンラインネットワークを開放し、郵便貯金の現金自動預払い機や現金自動支払い機、いわゆるATMやCD等を通じてあらゆる金融機関の商品が利用できることは多くあります。

そんなことで、今回の改正案では、郵便貯金のオンライン網を民間金融機関等に開放し、ATM、CDを相互に利用できるようにしようとしておりますが、まさに多くの国民が望んでいたことがあります。

しかし、今までなぜ郵便貯金と民間金融機関との提携が行われなかつたのか、そういう面で大きな不思議でございますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど横光委員の方からも、民間が積極的に何かつたということ、お話をありました。それが極端でなかつた点といふものも何か原因があつたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○安岡政府委員 今回御提案申し上げております郵貯オンラインの提携の関係でござりますけれども、先生御指摘のように、本当に私どもの郵貯のオンラインネットワークは国民共有的財産だ、このよう認識でございまして、それをできるだけ効率的に活用しまして、銀行預金者であれ郵貯の預金者であれ、国民利用者の利便を増進させたいと

いうことで、要求を平成六年のときからやつておられます。

○安岡政府委員 次に、郵便貯金のオンラインシステム開放は多くの国民にとって利便性を向上させる点では極めて有意義であり、より多くの民間金融機関との提携が今後の課題であるというふうに思つております。

そこでお尋ねしたいわけですが、現在郵便貯金とのATMの提携を希望している金融機関の数はどのくらいあるのかお聞きをしたいと思います。

○安岡政府委員 A.T.M.の提携は、何度も申し上げて恐縮ですが、国民利用者の利便性を一層向上させるというものでござりますから、私どもの方も広く金融機関に参画を呼びかけてまいつたところでございます。

それで、現在の状況でございますが、昨日現在で、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、長期信用銀行、それから信用金庫、農協など合計百三十六社から相互開放の要望があるところでござります。

○今田委員 これからもふえる可能性がある、こ

ういうことでしようか。

○安岡政府委員 ただいま、百三十六社の数は、郵政省に対しまして正式に要望書を提出した数でござります。したがいまして、今いろいろな格好で、参加を呼びかけたり、ぜひ郵貯と手を結びた

予算から新しい展開が生まれまして、信販会社とのデータ送受信の実験など、いろいろな格好で認められました。これを踏まえまして、平成十年度予算案におきまして、民間とのATM提携の実施のための予

算が計上されたということです。

それで、今御審議いただきたいと思います法律案、御裁可いただきまして、できるだけ早く準備を進めまして、国民利用者の利便に資していくということの観点でやつていただきたいなというふうに思います。

いろいろな格好でこれは機能がございまして、銀行の預金者であつても郵貯の店舗、あまねく公

平に田舎の地域であつてもおろしができるとか、それから、銀行あるいは郵貯のシステムがダウンすることだと思います。

○今田委員 次に、郵便貯金のオンラインシステム開放は多くの国民にとって利便性を向上させる点では極めて有意義であり、より多くの民間金融機関との提携が今後の課題であるというふうに思つております。

そこでお尋ねしたいわけですが、現在郵便貯金とのATMの提携を希望している金融機関の数はどのくらいあるのかお聞きをしたいと思います。

○安岡政府委員 郵貯資金の預託の廃止と全額主運用につきましては、私どもとしまして、本当にこの責任の重大さを感じておるところでござります。

○安岡政府委員 郵貯資金の預託の廃止と全額主運用につきましては、私どもとしまして、本当にこの責任の重大さを感じておるところでござります。

○安岡政府委員 ただ、郵貯につきましては、昭和六十二年からござりますけれども、既に一部資金を自主運用いたしております。平成八年度末現在の残高でござりますが、約四十兆円、こういうことで実績を積んでいるということです。簡保につきましても、創業当初から郵政大臣が直接管理運用

しているということでござります。

郵貯、簡保とともに長年の自主運用の経験と実績があるということです。简保につきましては、預金者利益の確保や健全な経営の確保

が基本スタンスでございます。

具体的には、どういうところにどういうふうにやつていくかということにつきましては、これか

○今田委員 ありがとうございます。

次に、郵貯の運用についてお尋ねをいたしたいと思います。

郵便貯金については既に昭和六十二年からその一部を自主運用しているところですが、昨年の行革会議において、郵便貯金資金の預託義務を廃止し、全額自主運用することが決まりました。

一部には、郵貯には民間のような運用能力や不安感をする向きもあります。また、郵便貯金は国営で運営されるにもかかわらず、投機的な取引をいたい、こんなふうに思つています。

○今田委員 次に、郵便貯金のオンラインシステム開放は多くの国民にとって利便性を向上させる機能もこれありといふことで、推進に努めてまいりたい、こんなふうに思つています。

○今田委員 次に、郵便貯金のオンラインシステム開放は多くの国民にとって利便性を向上させる機能もこれあります。

ウハウがなく、全額自主運用することに対し大変不安感をする向きもあります。また、郵便貯金は

国営で運営されるにもかかわらず、投機的な取引を増加させていくのではないかと危惧する声もあります。

本当に全額を自主運用していくことが可能な

か、あるいは運用していくのであればどのような方法でお考えなのが、お伺いをしたいと思います。

○安岡政府委員 郵貯資金の預託の廃止と全額主運用につきましては、私どもとしまして、本当にこの責任の重大さを感じておるところでござります。

○安岡政府委員 郵貯資金の預託の廃止と全額主運用につきましては、私どもとしまして、本当にこの責任の重大さを感じておるところでござります。

ただ、郵貯につきましては、昭和六十二年からござりますけれども、既に一部資金を自主運用いたしております。平成八年度末現在の残高でござりますが、約四十兆円、こういうことで実績を積んでいるということです。簡保につきましても、創業当初から郵政大臣が直接管理運用

しているということでござります。

郵貯、簡保とともに長年の自主運用の経験と実績があるということです。简保につきましては、預金者利益の確保や健全な経営の確保

が基本スタンスでございます。

具体的には、どういうところにどういうふうにやつていくかということにつきましては、これか

らいろいろ動きを踏まえながら検討していくこ

となりますが、基本的な方向性といたしましては、一つは、先ほど先生も御指摘ございましたように、公共郵貯として、引き続き社会資本整備等的分野へ長期資金を供給するということ。それから二つ目の方向としましては、日本版ピッグバンの進展によりまして、いろいろな市場ですけれども、債券市場とか金融市场が拡大するということが予測をされます。その中で、国債、社債等の公社債、こういう手がたいものに長期債を中心に有利運用を考えていくということをやりまして、安全確実な資産を中心にして長期安定的な資金運用を行うことを基本にして、健全運用をしていくことなどございます。その辺で、投機的な点については十分リスク管理等も考えながら対処していくというのが基本的な考え方でございます。

○今田委員 私も余り専門的ではございませんので

あります。このことによりまして、他の金融機関とのいろいろなトラブルというのもまであります。しかし、このままでは、どういった面での不安というものはございませんか。

○安岡政府委員 お答え申し上げます。

日本の金融市场全体というのは、民間金融機関

といふ民間の金融関係と、それからいわば公的資

金という格好で、郵貯、簡保とか、広い意味では

年金もあらうかと思ひますけれども、その両者が

調和を保つ格好の中で資金を適切な資源配分をし

ていくということにならうかと思ひます。

基本的には、民間さんの方は、基本の対応は短

期の金融を中心いたしております。資金調達の

方も、いろいろな長期の商品もありますけれど

も、大体一年定期が主力でございまして、短期で

集めて短期で回していくのを主眼に置いて

いるということでございます。一方、私どもの方

は、基本的には長期運用をやっていくということ

で、長期のプロジェクト等の公共部門に資金供給

するというのが大まかな資金配分の流れではないかなどうに思ひます。

それから、相互に市場に連結するという意味合

いでは、例えば指定单という格好ですね。信託銀行にお金を流します、信託銀行がその資金を信託銀行の判断でまた市場に流していくということです。保険につきましては、件数で六百七万件、前年度比一二・七%の減となっております。保険金額で十九兆四百二十二億円、前年度比一二・六%の減となっております。年金保険につきましては、件数で六十三万件、前年度比二・六%の増、年金額で二千三百三十五億円、前年度比七・七%の増となっているところでございます。

○今田委員 ありがとうございます。金融ビッグバン等の厳しい環境の中で、簡易保険についても同様にその経営が危惧されておりま

す。近年、急速な勢いで少子化あるいは高齢化社会を迎えた我が国は、社会経済構造の大きな転換点へと差しかかっております。同時に、多くの国民が老後の生活設計に対し大きな不安感を持つてていることは事実であります。

このようなかつて、国営事業としての簡易保険の役割は大変重要だと思っております。生命保険分野においては、保険業法改正により、平成八年十

月より子会社方式による生保と損保の相互乗り入れ、外資系生命保険会社の新規参入、また金融界においては、先ほど述べているように、金融

ビッグバンの到来により、これまでにない大競争

時代に突入することが予想されます。そこでお尋ねをいたしたいと思いますが、簡易保険の契約状況あるいは現況についてお伺いをしたいと思います。

○金澤政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、我が国は本格的な少子・高齢社会の到来を迎えておりますが、このような状況にあって、非常にベーシックな、簡易で基礎的な生活保障手段としての簡易保険の役割、これ

を全国あまねく提供していくということは非常に重要な私どもの務めではないかというふうに考えます。

お話し申し上げましたように、保険につきましては、新契約、保有契約件数とも非常に厳しい状況にございまして、私どもとしては、これに對応していく必要があるものというふうに認識しているところでございます。

○今田委員 今ほど回答の中でも、大変厳しい状況である、また前年度から見ると大変落ち込んでいます。こういうお話がありましたが、その原

因は何が考えられるか、もし今おわかりであります。したら聞かせていただきたいのです。

○金澤政府委員 このように新契約、保有契約件数とも減少しておりますのは、私どもだけではなくて保険業界全体の流れでございます。それは、日産生命等の経営破綻を起こした企業がございまして、それに伴いまして生命保険に対する信用が薄れたということが大きな理由としてございま

す。

○今田委員 ありがとうございます。年金保険につきましては、件数で六十三万件、前年度比二・六%の増、年金額で二千三百三十五億円、前年度比七・七%の増となっているところでございます。

○今田委員 ありがとうございます。このように新契約、保有契約件数とも減少しておりますのは、私どもだけではなくて保険業界全体の流れでございます。それは、日産生命等の経営破綻を起こした企業がございまして、それに伴いまして生命保険に対する信用が薄れたということが大きな理由としてございま

をいたしております。

○今田委員 これで私の質問を終わらせていただきますが、いろいろ国民は非常に心配されている面もございます。ぜひひとつ心を締めて郵政省の皆さん頑張っていただきたい、このことをお願ひを申し上げて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○坂上委員長 吉田治君。

○吉田(治)委員 民主党の吉田治です。

郵貯、金融、簡保の問題につきましては、私も通信委員会での一番最初の質問のときに、特定郵便局のお話を聞かせていただき、そのお答えをまだ全然いただいていない。これは、またいつかこの委員会で特定郵便局に関することについては、集中的に質問をさせていただきたいなと思つておるのですけれども、今回は、同僚議員の質問にもございましたように、郵便貯金、簡易保険という形で、それを金融自由化資金、または外債運用等の形で活用をしていくというふうな中において、先ほどの同僚議員の質問の中でちょっと私が確認というか、それに基づいてもう少し聞いていただきたいと思います。

昭和六十二年以降は自主運用についてのノウハウをためてきたと誇らしげに局長が言われました。今の段階、四十兆円やつてきた。これからは二点、社会資本とビッグバンに対応して、債券市場、公社債で運用することですけれども、まず一点目では、その十年近くのノウハウでどういう人が省内で人材として育成されたのか、育成してきたのか、それでその人たちは未来永劫に残るというふうなローテーションになつてゐるのか、まずお聞かせください。

○安岡政府委員 資金運用のこの運用体制を充実させるという観点でございますけれども、郵貯は、先ほど来も申し上げておりますけれども、昭和六十二年からでございます。そういう意味でい

りますと、既に経営年数が十二年という格好で、私ども、かなり人材も育つてきているのじゃないかな、こんなふうに思つています。

そのときに、当時私、運用担当の準備をするところの積立金、今現在で約三千億円ぐらい確保されているということをございます。

ただ、これからいろいろな範囲で、今まで一部自主運用という格好でございますので、これが全額自主運用になつてくるということになりますと、運用範囲の方も広くなりますし、いろいろピックバン等の進展の中でリスク管理を適切にしていかなければいかぬということ、これからもそういう倫理観にも裏づけられました高度のプロを養つていかなければいかぬ、こんなふうに思つていただきたいたいと思います。

それから、ちょっとついでなんですが、現在、郵政省の方もいろいろな訓練のシステムがございまして、企画科訓練というのがございます。その中に運用コースというのも設けまして、人材開発の強化に努めるということでござります。

○吉田(治)委員 局長、いなければ説明員でも結構です、御答弁いただきたい。

私が聞いたのは、証券で実践というのと同じです、いわば証券会社の人というのは、入つたら一生これをするわけですね、金融制度の中で。郵政というのは、郵政の事業さまざまの中で、たまたま今局長は、運用コースというコースを履修した、また証券会社へ実践に行つた、しばらく研修を行つた、そういう人たちが今後二百四十兆円に上る郵貯資金を自主運用という形で運用していくよと、局長は先ほどの答弁の中で長期で安定的なものだと言ひながらも、やはりリスクというの

どこにあるわけですね。

例えばの話、これは後ほど質問しますけれども、指定單という形で信託銀行に預ける、今もう

毎週のように週刊誌では信託銀行のランクづけが

出ていますね。次はどこがつぶれそうだと、どちら人材をいただくという格好、あるいはいろいろな証券会社等の実践訓練をしていくという中で、簡保の方があまりに人材が確保されているのじやないかな、こ

んなふうに思つています。その運用の実績の方も、十分かどうかは別にいたしましても、かなりの積立金、今現在で約三千億円ぐらい確保されているということござります。

ただ、これからいろいろな範囲で、これは後ほどにします。そこは、ひととおり、その人が五年、十年では、その人材をたかだか二、三年、先ほど局長は、自分が十数年前始めたとき簡保から人をもらったと言いましたけれども、郵政の中では、そ

の運用コースだと運用になつた人は一生それを

するのか、それとも、広い人事交流というか、人

事のローテーションの中でたまたまその人が数年なりもしくは長ければ五年間ぐらいをやるのか

そこはどうなんですか。

○安岡政府委員 この郵便貯金といいますか資金運用につきましては、やはりある程度のちゃんとしたノウハウが必要だということで、かなり専門的な知識を付与してその職務を遂行するという形になりますので、ある意味ではいろいろな業務関係などとは違いまして、ある程度長期に運用に

携わつて経験を踏んで一人前になるという形になるだろうというふうに思います。

したがいまして、ローテーションの面におきま

しても、かなり長期的にその職務についていくと

いう中でやつていくことになつております。

ただ、いろいろ運用と一口で言いましても、実際のオペレーションの部門とか企画部門がござりますので、それぞれの職務の内容に応じては、企

画的な観点で言えばスペシャリストとして完全に仕切るということではなくて、一定のローテー

ションでやるケースは当然それはあるのじやないかな、こんなふうに思つております。

○吉田(治)委員 聞いていて非常に危惧の念を感じるんですね、これは、今局長言われたように、

いや長期だ、長期というのは大体十年ということをめどにすればいいと思うのですけれども、しながら居つくわけではない。

二点目は、そのスペシャリストというのは、極端なことを言うと、郵政という大きな中においてはその人しかわからない。では、それを管理運営しますと、民間企業でもあるように、一人だけも

も、かなりの人が五、六年で部署がかかるかもしれない。ひょっと

いや一年で部署がかかるかもしれない。ひょっと

はその人しかわからない。では、それを管理運営

しますと、民間企業でもあるように、一人だけも

も、かなりの人が五、六年で部署がかかる

かもしれませんように、ビッグバンというのはそ

ういうふうな中で、信託銀行、たしか二〇〇一年までは一般預金者については預金者保護をすると

こがいけるんだ、まさに先ほどの大臣の答弁の中にもありましたように、ビッグバンというのはそ

ういうふうな中で、郵政の中では、それも

も、十分かどうかは別にいたしましても、かなり

の積立金、今現在で約三千億円ぐらい確保されて

いるということござります。

ただ、これからいろいろな範囲で、今まで一

部自主運用という格好でございますので、これが

なかなかいけません。中心が公社債という形で

ありますか。それとも、広い人事交流というか、人

事のローテーションの中でたまたまその人が数年

なりもしくは長ければ五年間ぐらいをやるのか

そこはどうなんですか。

○安岡政府委員 この郵便貯金といいますか資金

運用につきましては、やはりある程度のちゃんと

したノウハウが必要だということで、かなり専門

的な知識を付与してその職務を遂行するという形

になりますので、ある意味ではいろいろな業務関

係などとは違いまして、ある程度長期に運用に

携わつて経験を踏んで一人前になるという形にな

るだろうというふうに思います。

したがいまして、ローテーションの面におきま

しても、かなり長期的にその職務についていくと

いう中でやつていくことになつております。

○安岡政府委員 運用の話は、やはり資金の運用

でございますので専門職を、専門的にやつてい

く、ある程度の一定の期間をその仕事の中でやつ

ていくということで、基本的にはそういうローテーションの中で考えていくことです。

先ほど言いましたように、十二年の実績の中

で、ちょっと中での評価かもわからませんけれども、かなりの人がやられているということです。例えば、いろいろなアリストの資格等がござりますけれども、それにも受けているというう

職員もございます。そういうような格好で、そ

いう専門的な観点でやつて、いこうということです。

それで、もう一つの質問でございますけれども、もう一つ大事なポイントというのは、そういう専門的な職員が倫理觀を持つてきちっとやつていくということでございまして、例えばその運用から得られましたいろいろな情報等については、これは当然情報を外に漏らさないとか、それから直接株に手を出さないといったことはきちっと内規に定めて遵守させてやつてあるということです。

○吉田(治)委員 私、二点ほどこの件についてもうちよつと聞きたいのは、一点目は、実践という部分、今局長は随分資格であるとか専門知識といふ言葉を使われましたけれども、やはり実践とは違うと思うのですね。

そうしますと、先ほど言われたように、証券での実践トレーニングという形になると、これだけ証券会社がつぶれていく中においては優秀な人もたくさん出てくる。郵政としてそういう人を、例えば運用に対して特別な担当者として採用する。今警察関係は、御承知のとおり金融事業が多くなったという形で、公認会計士を初め、また破綻した北海道拓殖銀行の人たちをたくさん雇つたというふうにも聞いております。そういう中において、郵政省としてそういうふうな人材といふものを中に求めるだけじゃなくて、まず外に求めるとして二点目、質問で、不正行為についての防止策というふうなことを申し上げました。会計検査院の決算報告によりますと、平成六年度で四十三件で七億六千万、平成八年度では四十六件で約八億円と指摘されていますが、もしも不正が今回のこの運用について行われたら、件数は少なくて金額はこれでは済まないと言われているのですね。

ですから、先ほど申しましたように、局長が言うような倫理觀、本当にそれだけでいいのか。金融不祥事が起つたときに、銀行のある頭取とい

うか銀行の方がこういうようなことを言つているのですね。銀行の給料は高い高いと言わっているけれども当たり前だ。何で当たり前かというと、毎日毎日何億円、何十億円という金を見ている人

では、そういうふうな意味も含めて、不正防止も含めて、例えばこの運用をするなり、また実践者を外部から雇う場合には、単に倫理觀で言葉だけで言うではなくして、給与の部分、そういうふうな待遇面で特別の措置を講じるのかどうか。

それでないと、人間というの弱いのですから右から左にちらつと流されれば、ちょっとこれはやろうかなというふうなことにもなるはずです。その辺は、待遇面も含めて、単に倫理觀といふきれいな言葉のみならず、どういうふうに考えているのか、どういうふうに対応していくのか、お答えください。

○安岡政府委員 まず一つ目の、先生御指摘の民間の人材を活用したらどうかという点でございますけれども、私どもの方もいろいろな格好で民間さんのいろいろなノウハウを活用していくかなければいかぬということでありまして、例えば、今、任期つきの研究員とか中途採用制度が導入されようというところでございますね、そこまでにはなっていなっています。

○吉田(治)委員 余り個人の、公のことですから官房長が何かに後ほどお聞きしたたらわかると思うのですけれども、やはり局長、それほどの金額で、それほどがどれだけかわかりませんけれども、ちょっと確定申告に足らないというのは世間一般から考へると相当多いとも思ひます。

それで、同時にこの待遇ということで、非常に安い給料では民間からなかなか来手がないといふのことを考えていかなければならぬということですけれども、これは私ども、國家公務員という中で、その職務の困難性に応じた職務体系もいろいろと真剣に検討していかなければいかぬ、こんなふうに思つております。

それから、いわゆる運用によりまして、一種の

不祥事みたいな話を、これは厳にしてはならないという格好でやつて、いるわけですが、それには違反いたしますと、私どもは国家公務員でござりますので、國家公務員法九十六条に「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を擧げてこれに専念しなければならない」ということでございますので、職務専念義務違反という格好で公務員法に照らして厳正に措置をしていくという格好になります。

○吉田(治)委員 法律を遵守していくですか。失礼な話ですけれども、局長、ちょっと話を聞いています。こういう委員会で聞くべきことじやないかも知れないけれども、局長は手取り給料、月々何ぼぐらいもらっておられますか。

○安岡政府委員 今、給与預入みたいな格好で正確ではないのですけれども、今まで結構低かったのですけれども、指定職になつて若干ふえました。ただ、確定申告の額がござりますね、そこまでにはなっていなっています。

○吉田(治)委員 余り個人の、公のことですから官房長が何かに後ほどお聞きしたたらわかると思うのですけれども、やはり局長、それほどの金額で、それほどがどれだけかわかりませんけれども、ちょっと確定申告に足らないというのは世間一般から考へると相当多いとも思ひます。

それで、局長の場合でしたら車と運転手と、それから秘書と大きな部屋と、それから、やはり職務権限というのか、毎日接待があるのかどうかを含めていくとその何倍にも上のものが支払われていると考へた場合に、一人材をこういうふうな形で、いや、倫理觀だと、公務員は給料で、やはり民間企業でも、それは悪いと言うと語弊があるけれども、これは私ども、國家公務員という中で、その職務の困難性に応じた職務体系もいろいろ

になります。やるときはそうだと思いますね。しかも金額が、会社関係であれば何千億、何兆という形かもしれない。しかしながら、国民が預けた貯金

をそういうふうな形にしないような人材といふうなものを見つけています。それで、これは簡保の方も私は同じだと思うのですが、先ほど簡保局長は、うちは関係ないわと思つて、これは簡保さんから教えてもらつた、というこ

とは、簡保はもつと長い歴史がある。郵便貯金などは、簡保さんから教えてもらつた、というこ

とであります。それで、現在余裕金を除くそのす

べてを郵政大臣の管理運営のもとに運用しているといふことです。

○金澤政府委員 簡保は大正八年以降自主運用をやつてきておりまして、現在余裕金を除くそのす

べてを郵政大臣の管理運営のもとに運用しているといふことです。

それで、人材面の待遇でござりますけれども、証券アナリスト資格取得者に対する特別昇給といふのを実施しております。

現在、証券アナリストに受かっただ方々が十一名いました、これは全部簡保が養成してきたわけでござりますが、そのうち四名が現職についていたり、人事面の待遇でござりますけれども、証券アナリスト資格取得者に対する特別昇給といふのを実施しております。

いまして、これは全部簡保が養成してきたわけでござりますが、そのうち四名が現職についていたり、派遣研修もやつておりますし、新人の職員研修もやつております。それから、研修所訓練もやつてあるといふことです。

それから、倫理の問題でござりますけれども、

基本的には組織でこれに対応していく必要があるといふふうに考えておりまして、簡保の運用組織は、資金運用課、運用分析室、市場運用室といふふうに三つのセクションから成つております。それぞのところがそれぞれの実績を互いに見合

牽制しているということでおざいます。

もちろん、簡保の運用に携わる職員につきましては、株式は購入してはならないということになつております。その面からの誘惑は断ち切る

ということで運用しているおざいます。

○吉田(治)委員 貯金局長の答弁を聞いていたら

簡保局長はこういうう答弁になる、非常に学習効果があつたのかなど、ふと思つたりもするのです。

失礼な話を申し上げましたが、そんな中で、大臣、郵便貯金事業における赤字見通しというものがこのごろ言われております。平成十一年には一兆円の赤字が出てくるだろう。これはもう私が申すまでもなく、預託では七年、しかし、先ほどの貯金局長の答弁にもございましたように、郵便貯金というのはやはり長期、つまり、十年もの定額貯金というのが主流になつてくるという形になりますと、バブルの非常に金利の高いときのお金が償還されていく、返されていく。それが大体平成十一、十二、十三年ぐらいという中において、大臣、この一兆円の赤字見通しについてどういうふうにお考えなのか。また、預託七年と定額十年と、そしてもう一点は、国鉄の長期債務の処理問題において、郵便貯金の利益の中から二千億ずつ毎年出すというふうな話が今出されておりますが、それについてどう思うのかというのと同時に、果たして現状、これから先赤字になつていくものから二千億ずつも出せるのか。出せないとなると、政府が出されている法案、また特別委員会までつぐった国鉄長期債務の処理スキームというものは実は虚構ではなかつたかな、JR各社にだけ負担を求めてといふうになつてしまはしないかと思うのですけれども、この辺を含めて大臣の方から御答弁をいただきたいと思います。

○自見國務大臣 吉田委員にお答えをさせていただきます。

郵便貯金特別会計の一般勘定においては、平成七年、八年と二年度にわたり一兆円を超える黒字を計上したところでございます。

しかし、今先生御指摘のように、平成九年度以降は、平成二年、三年度に預託された高金利の預託金が順次満期を迎えて低金利の預託金に振りかわるため、預託金利の収入が大幅に減少することから、平成十年度以降は一時的に赤字の時期を迎えるものというふうに見ております。

平成十年度については、郵便貯金特別会計予算の一般勘定の損益は約千五百五十二億円の赤字となりまして、平成十一年度には、現行の金利水準がそのまま続くとすれば、今御指摘のように、一兆円を超える赤字になるものと見込んでおりま

ただし、平成十二年度以降につきましては、平成二年、三年度に預入された高い利率の定額貯金が満期を迎え、払い戻されるわけでございますから、支払い利息の負担が軽減し、損益は好転するものというふうに考えております。

ただし、平成十二年度以降につきましては、平成二年、三年度に預入された高い利率の定額貯金が満期を迎え、払い戻されるわけでございますから、支払い利息の負担が軽減し、損益は好転するものというふうに考えております。

このように郵便貯金事業は金利の影響を御存じのようて大変受けける事業であります。そして、直近の決算期である平成八年度では、四兆三千億円の積立金を有しているところでございます。

み立てしております、赤字が生ずれば積立金を取り崩すという仕組みとなつております。そして、定を固るために、黒字が生ずれば積立金として積立しておられます。

このように郵便貯金事業は金利の影響を御存じのようて大変受けける事業であります。そして、直近の決算期である平成八年度では、四兆三千億円の積立金を有しているところでございます。

このように大変受けける事業であります。そして、直近の決算期である平成八年度では、四兆三千億円の積立金を有しているところでございます。

た意味でリスク管理をしていく必要があるというふうに思つております。

それから、最後の国鉄の再建に対しても二千億円を五年間繰り入れる、総計一兆円でございますが、万々が一金融情勢が非常に困難を來しまして、郵便貯金事業に健全性の確保から何かあつた場合はきちんと、繰り入れたわけございますけれども、それをはつきり法律に明記をさせていただいたといふことをはつきり法律に明記をさせていただいたといふことに関しても御理解をしていただきたいといふことが行われている中、国機関である郵便貯金として五年間の特別措置をとることはやむを得ないというふうに考えたわけでございます。

なお、預金者の利益を確保するということは大変大事でござりますから、一般会計に繰り入れる額入額については、平成十四年度におきまして、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には適切な措置を検討することになっております。このことは実は、年末大変いろいろ折衝があつたわけでございますけれども、法律に明記をさせていただいております。

また、預金者の理解と納得を得られるような施策については、平成十年度の予算案にも盛り込まれるようになつたところでございます。

もう一点、先生の最後の質問に関しまして、四年三千億積立金がございますが、一千億ずつ五年間、一兆円出すということでおざいます。これは、何よりも郵便貯金というのはます加入者の利益のために使うべきでございますし、また経営が安定化しなければなりませんから、実はそのお金を使つても経営の安定化を損するがないのかども、局長を初め、モントカルロ法というのがあるようですが、いろいろなケースを分け合めてこの点についてはまた機会を改めて質問を続けたいと思います。

二月一日の野中自民党幹事長代理の何か御発言もあるようですが、そういうようなことも含めてこの点についてはまた機会を改めて質問を続けたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂上委員長 漆原良夫君。

○漆原委員 平和・改革の漆原でございます。

まず、郵便貯金法の改正についてお尋ねしたいと思うのですが、今回の法改正の一つは、金融自由化対策資金で取得をした債券を信託会社等に信託ができる、そういうふうにする改正であると聞いておりますが、なぜそう改正するかという理由として、事務の煩瑣、それから貸し借による収益の低迷ということが挙げられておるようです。具体的な状況を御説明願いたいと思います。

○安岡政府委員 お答えを申し上げます。

現在の郵貯の債券貸し付け、これは既に行つてあるわけですけれども、まず、借り入れの注文があるたびに、一つは貸付先の信用リスク、それから貸し付け条件の吟味をいたします。それから貸付債券の名義の移転手続を行いまして、貸付期間終了後は、貸付債券それから貸借料の收受等の事務を実施しているということでございます。

さらに、いろいろ担保をとるという手法がございまして、有担保債券貸し付けの取引に当たりましては、これらの事務に加えまして、担保条件の確認作業、それから担保債券の値洗い等、担保徵収に係る事務を実施しているということが事務の煩雑さの事務内容の中身でございます。

○漆原委員 もう一点の収益の低迷についての御説明を願いたいと思います。

○安岡政府委員 失礼いたしました。

このように、現在行つております貸し債に係る事務量が大変大きくなつたということでございまして、限られた要員の中ではなかなか取引額がふやせないということが収益の低迷につながつているということでございます。

○漆原委員 今の収益の低迷、今おっしゃったのは、人數が限られているので収益が上げられないということなのでしょうか、ちょっともう一度。

○安岡政府委員 現在、国債等をやるわけですねども、國債等、あるいは地方債でもいいのですけれども、そういう貸し債のニーズというのはあるのです。ところが、ニーズにこたえて注文するということになりますと、先ほど来申し上げたようないいことになります。そこで、やむを得ずそこまで手が回らぬということもございまして、それが収益がなかなか伸びていないということでございます。そのところが収益が低迷しているということでございます。

○漆原委員 ちょっとわからないのは、ニーズがあるのだけれども、いろいろ事務が煩瑣で手が回らないということなのでしょうか。もしそうであれば、例えば人數をふやすとかいうことは考えら

れないのですか。

○安岡政府委員 現在の貸し債ではその事務量が大きいということで、限られた要員の中ではこれ以上取引額をふやすことができないということです。収益が低迷しているということでございま

そこで、専門的ノウハウを有しまして、貸し付けの相手先に関する情報を豊富に有する信託銀行に債券貸付事務を委託することによりまして、実際に貸し付けが行われる額が増加して運用収益の増加が期待できる、こういうことでございます。

○漆原委員 そうすると、今までやつてきた郵貯のその業務、事務、それはこの際、全部廃止するというふうにお考えなのでしょうか、それとも減縮していくといふふうなお考えなのでしょうか。

○安岡政府委員 現行の貸し債の事務は信託銀行にかなり大幅に委託をするという格好になりますけれども、現在郵貯本体でやつている事務については、できる範囲で、運用収益の増加を図るとい

うこともありますし、債券貸借市場の状況が把握できるということ、それから有価証券の運用状況の分析にも役立てるという観点から、引き続き郵貯本体による債券貸し付けを継続したいということでございます。

○漆原委員 相当部分の事務の軽減というふうになると思うのですが、それによって見込まれる収益、どのくらいの増収が見込まれるのか、それから、実際に人數等が軽減することによってどのくらいの経費節減になるのか、その辺の数字は、試算されておつたら教えてもらいたいと思います。

○安岡政府委員 今度の有価証券信託でけれども、これは信託銀行に委託することによりまして稼働率を高めていくことということでございまして、現行の運用要員はそのまま、いろいろな事務がござりますので、引き続きその体制でやつてまいります。

○漆原委員 それで、どの程度かということなのですけれども、今、稼働率のデータで、現行では郵貯の貸し

例えばA信託銀行だと八四%回転するということ

もございますので、かなり稼働率のアップが期待できるということでございます。

○漆原委員 かなりの稼働率が期待できるという

ことでございますが、従来、債券の貸し付けを郵

貯が行う場合には、貸し付け相手方の信用を調査、先ほど事務の煩瑣とおっしゃったこと、この貸し付けの安全性確保の作業を郵貯の立場でやつてこられたわけなのですが、今後は、法改正後、直接信託会社に信託できるとすると、この作業はどうぞやることになるのでしょうか。

○安岡政府委員 お答えを申し上げます。

今回の有価証券信託の導入は、信託銀行にその事務を委託するということでございまして、その債券貸し付けに係る判断の対象といいますか、その分野は、仮に信託銀行に信託されても、信託銀行がどこへどういうふうにやっていくかという対象は、現行の貸付債券の範囲と同じという格好でござります。

○金澤政府委員 簡保の立場から御説明させていただきたいたいと存じますが、簡保は、既に昨年法律改正を行いまして、有価証券信託が行えることと改訂を行いまして、有価証券信託が行えることとなつております。

郵貯も同じような取り扱いになるだろうと思いますが、信託会社との間で有価証券運用信託契約書というものを結んでおります。その中で、有価証券を担保とした貸し付けについて、どういう貸付先を選ぶのか、それから貸付限度額をどうするのか、それから担保の種類をどうするのかと

ことにつきましては、覚書を締結することになつておりまして、その覚書の内容というのは現在郵政省が本体で債券貸し付けをやつしている範囲と同じでございまして、現在我々がクレジットリスクその他をきちっと精査したものについて信託銀行も

ござりますので、引き続きその体制でやつています。

○漆原委員 従来は、郵貯の判断で貸付先を具体的、個別的に判断できたわけですが、今後はその具体的な判断ができず、それを信託会社の判断にゆだねてしまう。結局、仮に信託会社がいい加減な判断をすれば、その回収不能のリスクは全部郵貯の方に回つてくる。これを心配しておるので、その辺の心配については、大丈夫でしょうか。

○安岡政府委員 まず、一つは、この有価証券の貸付先ですけれども、これは現行の本体でやつている先と一緒にいたいことございます。

今度は、信託銀行が運用するという話になります

をあらかじめ決める、こういうことなのでしょうね。ただ、そうなつた場合には、逆に信託会社の機動的な判断を譲ることになりはしないかなという心配はあるのですが、その枠組みはどの程度の大きさの枠組みなのでしょうか。

○金澤政府委員 まず、貸付先をどのようなものとするか、それから、限度額をどの程度とするかというふうなことでございまして、その個々の有価証券信託を受けた信託会社がその貸付業務を行なうタイミングその他については、一切信託会社に任せられているということでございます。

○漆原委員 そうすると、実際の貸付先は、例えば、銀行なら、銀行名で決めておくというのか、それとも、資本金で譲るのか、取引額で譲るのか、その辺の縛りはどうなっているのでしょうか。

○金澤政府委員 そうすると、貸付先は、例えば、銀行なら、銀行名で決めておくというのか、それとも、資本金で譲るのか、取引額で譲るのか、その辺の縛りはどうなっているのでしょうか。

○漆原委員 具体的な金融機関の名称で譲るというのが基本でございますが、もちろん、その他資産の状況、クレジットリスクの状況等も勘案するということでござります。

○漆原委員 法的には、結局、中に信託会社が入るということで、郵貯と現実の借り受け銀行との間の法的関係は切斷されることになるわけで、万一、現実の借り先が倒産をした、あるいは、何らかの事情、理由で、回収不能になつた、こういう事態の発生を非常に心配をしているわけです。

従来は、郵貯の判断で貸付先を具体的、個別的に判断できたわけですが、今後はその具体的な判断ができず、それを信託会社の判断にゆだねてしまう。結局、仮に信託会社がいい加減な判断をすれば、その回収不能のリスクは全部郵貯の方に回つてくる。これを心配しておるので、その辺の心配については、大丈夫でしょうか。

○安岡政府委員 まず、一つは、この有価証券の貸付先ですけれども、これは現行の本体でやつている先と一緒にいたいことございます。

今度は、信託銀行が運用するという話になります

すけれども、この貸付先の倒産リスクに対しまして、取引の安全上必要に応じ担保をとることがであります。こういう格好になつていまして、適切に業務執行がなされるものというふうに私ども理解をしているところでございます。

それから、ポイントでございますけれども、仮に信託銀行が倒産した場合でも、信託銀行は、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と区別して管理する義務を負うという格好になります。

それから、破産手続に際しまして、委託者は信託財産に対する取り戻し権行使することができます。こういうことになつておりますので、債権の保全は問題が生じないというふうに思つています。

○漆原委員 今、担保をとることができるとおっしゃつたのは、信託会社がその現実の借り主に対して担保をとるという意味なのか、郵貯が担保をとるという意味なのか、どちらなのでしょうか。

○安岡政府委員 これは、信託銀行が貸付先に対して必要があれば担保をとる、こういうことであります。

○漆原委員 その判断は多分信託会社の判断にゆだねられていると思うのですが、郵貯の方から口を出して、その場合はとつてくれというふうなことはできるのでしょうか。例えば、具体的な取引に対して郵貯から口を挟むとすることはできるのでしょうか。

○安岡政府委員 信託銀行に對しまして、信託銀行が○○銀行に運用する、貸し付けするというケースであれば、郵貯の方からそれを指示することができるということでございます。

○漆原委員 わかりました。その辺、実際、郵貯が目を光らせて、回収不能あるいは不正確な取引がなされないように、ひとつくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、法改正の二つ目は、金融自由化対策資金を直接郵貯の方で運用できる、こういうことでございますね。この運用対象に先物外國為替が追加されたのは平成七年のことであります。これが

のときは証券会社を通さなければならぬといつて、ふうな条文になつておりますが、今回はこれを廃止するわけですね。

先回、証券会社を通さなければならぬとした理由、そして、今回これを要らないというふうに、三年後、要らないとしたこの理由は何か、教えてもらいたいと思います。

当時は、外為法によりまして先物外國為替の取引は平成七年当時でござりますけれども、平成七年は平成七年当時でござりますけれども、平成七年は平成七年当時でございます。

當時は、外為法によりまして先物外國為替の取引は外国為替公認銀行に限られており、郵貯、簡保の名をもつて為銀と取引を行つた場合には市場に影響を与えるのではないか、そういう懸念があつたところから、証券会社に對しまして委託をして取引を行うというふうにしたものでございます。

その後、平成九年一月の規制緩和によりまして、証券会社も直接顧客と取引することが可能になりました。つまりまして、だれもが先物外為取引を行えるようになつてゐる。この結果、先物外國為替の取引を委託して行うのは郵貯、簡保のみという格好になりました。逆にその郵貯、簡保の取引があることが推測される状況になつてしまつて、郵貯、簡保を一般の投資家と同様に直接銀行等と取引が行えるようにすると、いうことでございます。

○漆原委員 郵貯、簡保が直接取引をする場合に、外國為替取引は非常に投機性が高い、ある意味ではリスクも高いということになると思うわけですが、そもそも郵貯の方でそういうノウハウを今まで持つていたのかどうか、それから、そういう人材育成につきまして、例え、為替取引に精通いたしております銀行職員等による業務研修、それから模擬売買、こういうことを実施いたしました。専門的知識や技能を持った職員を育成するよう取り組んでいるところでございまして、今後とも引き続き人材育成には取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○漆原委員 先ほど来この点は問題になつておりますので、これ以上申しませんが、くれぐれも人材の確保、育成についてはしっかりとやつていただきたい、こう思つております。

郵貯の場合は、庶民からの小口資金を集めると、う人材の育成確保をどういうふうにされているのかも、この辺はどのようにお考へでしようか。

○安岡政府委員 この先物の外國為替取引でござりますけれども、これは、郵貯の資金運用をいたしまして、いろいろ分散投資するという中で外貨債の運用をやつているわけでございます。これにつましても、為替変動リスクが伴うものでございまして、例えば為替相場が円高に進むと保有外

貨債の為替評価損が発生するということになります。

このときに、先物外國為替を活用いたしまして、反対売買を行うことによりまして利益を得ることができます。

そのままこの取引をヘッジ取引という格好にいたしまして、自由化対策資金の先物為替の運用は、保有外貨債の為替リスクをヘッジする、こういうことを目的としたものでございます。

その実際の運用に当たりましては、私ども、先ほど來何度も申し上げておりますが、安全確実で、かつ有利な運用を行うには、内外の金融経済情勢や為替相場の動向を慎重に見きわめる必要がございます。今後とも、その運用ノウハウの向上に努めることが必要であると認識いたしております。

○漆原委員 先ほど来この点は問題になつておりますので、これ以上申しませんが、くれぐれも人材育成につきまして、例え、為替取引に精通いたしております銀行職員等による業務研修、それから模擬売買、こういうことを実施いたしました。専門的知識や技能を持った職員を育成するよう取り組んでいるところでございまして、今後とも引き続き人材育成には取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○漆原委員 先ほど来この点は問題になつておりますので、これ以上申しませんが、くれぐれも人材の確保、育成についてはしっかりとやつていただきたい、こう思つております。

○漆原委員 行うに当たりまして、保有外貨債の範囲で行うことになるものでございます。

○漆原委員 次に、ATM、CDについてお尋ねしたいと思うのです。

郵貯と民間金融機関がこのATM、CDの提携をするということとは、金利の問題なんかもあります。民間資金が郵貯の方に流れることに拍車をかけるのじやないか、民業に対する圧迫になるのじやないかといつて危惧をする声があるのですが、この辺はどのようにお考へでしようか。

○安岡政府委員 今回のATMの提携は、国民共有インフラを民間の銀行にも開放して、もつて国民全体の利便を向上させるという話でございまして、国営郵貯であれ民間であれ、ともども発展させていこうという観点でございます。

○安岡政府委員 今回のATMの提携は、国民共有インフラを民間の銀行にも開放して、もつて国民全体の利便を向上させるという話でございまして、国営郵貯であれ民間であれ、ともども発展させていこうという観点でございます。

そこで、以前、民間金融機関の、例えは都銀さんと地銀さんが相互接続のときに、地銀の方が地銀の資金をとられるのじやないかという懸念があつたのですけれども、実際に提携してふたをあけてみますと、相互に店舗を補完し合うというこ

とで相乗効果があつたたといふことを聞いておりまし、今回、郵貯と民間もそのような効果ができるのじやないかと思います。

ざいまして、そのため先物の外國為替を活用していわゆるヘッジ取引をやるということで為替リスクをヘッジするということでございます。

そういうことでございまして、私どもはあくまで外貨債の運用を適正ならしめるという観点から話をございまして、ハイリスクのものを追つていくということでございまして、その点を省令におきまして、「保有する外貨債の為替変動の危険の防止又は軽減を目的とし、資金の運用の健全性に配意し、投機的な運用は行わない。」こととしているということでございまして、今回の改善後も引き続きそういう投機的ディーリングを行いうることはやらないということでございまして、実際に先物外國為替の取引を行ふことになるものでございます。

○安岡政府委員 次に、ATM、CDについてお尋ねしたいと思うのです。

郵貯と民間金融機関がこのATM、CDの提携を行うに当たりまして、保有外貨債の範囲で行うことになるものでございます。

○安岡政府委員 次に、ATM、CDについてお尋ねしたいと思うのです。

郵貯と民間金融機関がこのATM、CDの提携をするということとは、金利の問題なんかもあります。民間資金が郵貯の方に流れることに拍車をかけるのじやないか、民業に対する圧迫になるのじやないかといつて危惧をする声があるのですが、この辺はどのようにお考へでしようか。

○安岡政府委員 今回のATMの提携は、国民共有インフラを民間の銀行にも開放して、もつて国民全体の利便を向上させるという話でございまして、国営郵貯であれ民間であれ、ともども発展させていこうという観点でございます。

そこで、以前、民間金融機関の、例えは都銀さんと地銀さんが相互接続のときに、地銀の方が地銀の資金をとられるのじやないかという懸念があつたのですけれども、実際に提携してふたをあけてみますと、相互に店舗を補完し合うということで相乗効果があつたたといふことを聞いておりまし、今回、郵貯と民間もそのような効果ができるのじやないかと思います。

特に、郵貯の場合は全国にあまねく公平に二万四千六百の店舗がございますので、山間奥地に至るまで店舗があるということございます。民間金融さんはどちらかといえば都市部に集中するということでございますので、民間の方もかなり利便があるのじやないかなと思います。

今回、民間の方がいろいろ提携の申し出もあるのも、これからビッグバンを控えまして、より一層民間金融機関として顧客嗜好を指向していくよう動きになっていまして、そういう一環にも資していくことができるのじやないかなというふうに思つてゐるところでございます。

○漆原委員 現在民間の方で接続を希望しているところはたしか百三十一社ぐらいもあるというふうに聞いておるのですが、基本的には、郵貯の方は民間金融機関の要望があれば全部応じるという考え方のなか、あるいは一定の基準で区別を設けていくのか。その辺、基準がありましたら教えていただきたいと思います。

○安岡政府委員 私ども郵貯と民間のATMの関係につきましては、国民利便性の向上を図るといふことでもありますので、民間さんの希望を前提に考えていくといふことです。ただ、郵政省は国の機関でございますので、利用の公平性、それから利用者の利便性の観点から、ATM提携を行う金融機関についての基本的な基準は設けることが必要なものと考えておるところでございます。

その具体的な基準につきましては今後検討することになりますけれども、ATM提携は、ATM等でカードを利用して金銭の受け払い業務を行う業務だということで、国民利用者へのサービスの安定的な提供を行うためには、提携先でございます金融機関の経営の基盤が安定しているということ、それから十分に社会的な信用を有することなどがあるのじやないか、こんなふうに考えているところでございます。

○漆原委員 金融機関でもいろいろな、大きいのから小さいのからあるうと思うのですが、いわゆるサラ金だとそういうものも、実際利用する側からすればサラ金の支払いもそこができるというふうに思つてゐるところと提携することは、反面、サラ金業者などそういうところと提携することは国家の機関としていかがかなと思うのですが、その辺についてのお考へはあるのでしょうか。

○安岡政府委員 ATMの提携でございますけれども、先ほど申し上げておりますように、その利用を希望する民間金融機関に広く開放するといふのが基本精神でございますけれども、一方で、実際の提携に当たりましては、国営事業としての性格を踏まえまして、国民の理解を得るということもこれまた必要なことでございまして、そういう理解を得られる相手先であるべきだ、こういうふうに考えております。

○漆原委員 全国の郵便局は二万四千少しある、こう聞いておるのですが、そのうち約四千四百のところは日曜祝日にATM、CDの利用ができるようになつていて、こう聞いております。

○安岡政府委員 これは非常に助かるなと私は思いますが、これをもっと拡大していく、特に特定郵便局なんかでは進んでいないということで、慎重であるべきではないかといふふうに考えております。

○漆原委員 全国の郵便局は二万四千少しある、この時間ももう少し延長するといふことも、地域のニーズとか、あるいは民間金融機関の動きなんかも踏まえながら対応をしていかなければいかぬのは、いろいろ公共機関で、例えば空港とか非常に公共的に人の集まる地域で必ずしも十分こなえていない面がござりますので、そういうことにつきましては、単にホリデーだけじゃなくとも、平時ニーズとか、あるいは民間金融機関の動きなんかも踏まえながら対応をしていかなければいかぬ、この時間ももう少し延長するといふことも、地域のニーズと、あるいは民間金融機関の動きなんかも踏まえながら対応をしていかなければいかぬ、こんなふうに考えております。

○安岡政府委員 ATMの利用につきましては、尋ねします。

○漆原委員 今、料金免除の対象をがんとか結核、小児麻痺その他特殊な疾病の学術的研究、治療または予防、それから地球環境の保全を図るための事業というふうに拡張をしたわけなんですが、これは、これまでの郵便振替によります寄附金送金の料金免除でございますが、一つは、災害発生時におけるよう取り組んでおりまして、これによりまして、ほぼすべての市町村で一ヵ所は日曜日あるいは祝日に郵便のATM、CDが利用可能になるといたいという所存でございます。

○安岡政府委員 特に特定郵便局全部について設置できれば一番いいと思うのですが、実際に設置できない何か不適合点はあるのでしょうか。

○安岡政府委員 ATMの稼働の話は、本来、基本的に郵便サービス、特に支払い事務に対するニーズが強い地域でやつていくべきだということございます。

○安岡政府委員 私どもとしても、最近日曜日とか祝日でもそういう支払い需要がございますので、そのニーズの強いところについてはもつと時間を延長する、あるいはふだんは日曜日は閉めているところをあけていくという格好にしていまして、あくまでもその地域、地域の預金者というかその方々のニーズに即する話ではないかなと思っております。

○漆原委員 今はちょっと僕は別な、拡張した理由は何かという質問をしたのだけれども、今のお答えに従つてお聞きます。

○安岡政府委員 その特殊な疾病というのはあらかじめもう決まっていて、申請があつた場合に個別的に判断をしていくのか、その辺はどうなつているのでしょうか。

○安岡政府委員 あらかじめきちっとした基準を設けて、決まったものを対象にしたいということです。

○漆原委員 ちょっと先ほどの質問に戻りますが、今回そういう病気だとかあるいは地球環境まで拡張したわけですね。さらに文化財の保護まで入れたらどうかというような話もいろいろあるのですけれども、今回、がん、結核、小児麻痺等の特殊な疾病と、それから地球環境の保全に限つた、この理由は何かあるのでしょうか。

○安岡政府委員 郵便振替の寄附金送金の料金免除の制度でけれども、その取り扱い自身に係る

経費というのは他の利用者に転嫁するということになりますので、免除対象というのは、あくまで公共的で、かつ合理的な分野ということが必要であるところでございます。

今回対象を追加するに当たりましては、その基準でございますが、一つは公益性が高いということと、それから事業主体におきまして寄附を広く一般に募集しているものであること、それから事業主体から料金免除の要請があるということ、それから郵便局事業の財政に大きな影響を与えるものではないということであるほか、民間金融機関においても既に料金免除の取り扱いが実施されていることなどを考慮したところでございます。

今回加えました、先ほどのがん、結核等その他特殊な疾病的学術的研究、治療または予防を行う事業、それから地球環境の保全に関するための事業の一分野につきましては、当該ジャンルの法人からの具体的要望にこたえて追加するものでござりますが、他の分野につきましてはこうした顕著なニーズが見られないというのが実情であるところから、さらなる対象の拡張につきましては、今後二つの動向を見きわめつつ検討してまいりたいというものが基本スタンスでございます。

○漆原委員 二十三条の二」という条文で、天災、災害、それから社会福祉、がん、結核等、それから地球環境、この免除対象となる事由、これは日本国内の事由に限られるのか、それとも海外における事由でもいいのか、この辺はいかがでしようか。

○安岡政府委員 現在、社会福祉の増進を目的とする事業について料金免除をしているわけでございますが、この分野におきます事業活動というのは、国内のみにとどまらず広く海外の住民の福祉向上を目的として行われているところでございます。こうした海外において行われる事業も当然して、こうした海外において行われる事業もあるとの考え方として、料金免除対象、現行の事業に対してはそうなっております。

今回新たに追加いたしますがん等の学術的研

究、治療または予防を行う事業、そして地球環境の保全を図るために行う事業の分野におきましては、その目的に沿うものであれば料金免除の対象としてまいりたいということでございます。

○漆原委員 最後に、もう一点だけ。免除の対象となる法人とか団体の認定基準はどうになりますでしょうか。

○安岡政府委員 寄附金送金の料金免除の対象となる法人または団体につきましては、非営利の法人等を対象といたしております。それから、民法第三十四条の規定により設立された法人ということで、例えば特別な法律により設立された法人ということで、例えば環境事業団などといたしておりまして、例えば特別な法律により設立された法人といふことで、例えは人等を対象といたしておりまして、例えは特別な法律により設立された法人といふことで、例えは

された法人ということで、例えは緑の地球防衛基金、それからがん研究振興財團というのがこれに当たるかと思います。それと、これらの法人を構成員とする団体等を予定しているということでございました。

○坂上委員長 石垣一夫君。  
○石垣委員 自由党の石垣一夫でございます。  
先ほどからATMの接続問題について種々論議が行われております。先ほどの発表では、五月十五日現在で百三十六社に及ぶ、こういうお話をございました。先般の、四月二十七日現在では七十

ども、ここ急速にそういう民間金融機関の要望が喜ばしいことだ、このように思います。

郵政省がかねがねシンボルとして掲げますエニ

バーサルサービスが広く国民の間に、また民間金融機関の間にも周知徹底されてきて、その成果を期待しているところでございます。

そこで、私は、さようは、ATM、CD機械の

これから郵便番号の読み取り区分機の入札、受注及び保管管理体制について若干質問したいと思うのです。まず最初に、ATM、CDの問題でございますけれども、この入札制度は一船競争入札を採用しているということですけれども、ATMはまだ日立一社だけの応札ということでございましてまいりたいということでございます。

○漆原委員 最後に、もう一点だけ。免除の対象となる法人とか団体の認定基準はどうになりますでしょうか。

○安岡政府委員 寄附金送金の料金免除の対象となる法人または団体につきましては、非営利の法人等を対象といたしておりまして、例えは特別な法律により設立された法人といふことで、例えは環境事業団などといたしておりまして、例えは特別な法律により設立された法人といふことで、例えは

された法人ということで、例えは緑の地球防衛基金、それからがん研究振興財團というのがこれに当たるかと思います。それと、これらの法人を構成員とする団体等を予定しているということでございました。

○坂上委員長 石垣一夫君。

○石垣委員 自由党の石垣一夫でございます。  
先ほどからATMの接続問題について種々論議が行われております。先ほどの発表では、五月十五日現在で百三十六社に及ぶ、こういうお話をございました。先般の、四月二十七日現在では七十ども、ここ急速にそういう民間金融機関の要望が喜ばしいことだ、このように思います。

郵政省がかねがねシンボルとして掲げますエニバーサルサービスが広く国民の間に、また民間金融機関の間にも周知徹底されてきて、その成果を期待しているところでございます。

そこで、私は、さようは、ATM、CD機械の

郵便貯金のATM、自動預払い機の調達関係につきまして先生の方から御質問がございましたが、小型機でございますが、小型機の調達実績、これは平成七年度から開始をいたしまして、これは主に、一般のATMでは郵便局でスペースの狭いところがございますので、そういうふうに考えておりませんよ、二年、三年も統合して、今日なおこれが統合して不透明だ、こういう批判を今日受けているわけです。

○石垣委員 仕様書を官報に掲載をして、いわゆる一般公募、入札の手続をとつておる、こういうことなのですが、結果として日立製作所が独占受注しているわけなのです。これは普通この一回の手続によりまして、広く参加ができるような努力を重ねていただきたいというふうに考えております。

○石垣委員 仕様書を官報に掲載をして、いわゆる一般公募、入札の手續をとつておる、こういうことなのですが、結果として日立製作所が独占受注しているわけなのです。これは普通この一回の手続によりまして、広く参加ができるよう努めています。そういうことが米国から言わせますと日本の入札制度は極めて不透明だ、こういう批判を今日受けているわけです。

○石垣委員 お答えいたしました。

郵便貯金のATM、自動預払い機の調達関係につきまして先生の方から御質問がございましたが、小型機でございますが、小型機の調達実績、低廉な価格で調達するといふふうなことがやはり事業運営上は必要だというふうに考えておりません。こういったATMの調達におきましても、いろいろ多くの会社、企業が参入をして競争が起こるということが望ましいというふうに考えているところでございまして、一社がずっと継続的に落札をしていくということは必ずしも好ましいもの

というふうには思つておりませんので、今後ともこういったたくさん企業が参加し、そして競争が活発になるよう努めてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○石垣委員 この日立製作所が毎年独占受注しているATM小型機は、ATM大型機を製作してい富士通、オムロン、東芝、また、小型II機を製作している沖、富士通が製作できないわけがない、

と思うのですね。そういう技術を持つておると思うのですよ。なぜこれに応募しないのか。

大型機は一万三千枚ですか、小型機は大体七千枚、そういう性能の違いはございますけれども、これは何も難しい技術じゃないと思うのです。なぜこの分野だけ日立以外に技術を持っているそれぞれの業者が結局参入してこないのか、非常に私は疑問に思うのですね。

結果的に、結局、日立製作所が自分で製造したATM小型機を自分で入れる、それで自分で落札する、こういう形が果たして、公募、いわゆる一般競争入札として正式な、正当な了解を得られるシステムなのか、私は極めて疑問なのです。

○自見國務大臣 今、財務部長からの答弁がございましたように、政府調達手続に従つて、仕様書作成に当たつても、事前に官報に公示し、意見を求めるとともに、透明かつ公平な一般競争入札にざいます。そういう答弁があつたわけでござります。

今後とも一般競争入札することとし、多くの入札参加が実現できるように取り組んでいきたいといふように思つております。

○石垣委員 だから、先ほどちょっと若干答弁がございましたけれども、こういう制度は早急に改め、こういう体制を迅速にとる、いかがですか。

○是枝説明員 私ども、こういった一社だけが応札するというような状態は好ましくないというふうに考えてることは先ほど申し上げたとおりでございます。

それぞれのATMをつくっている個々の会社の事情と申しますが、どういう判断か、そこまでは私どもフォローいたしておりませんので、申し上げかねるところもございますけれども、やはりそれがATMをつくっている会社ではどういつたものつくつていこうか、それはそれぞれの会社の方針というものもあるのではなかろうかなというふうに思つております。

ただ、私どもはやはり、こういった競争を促進させるというふうな形で、これからもいろいろ積み重ねといいますか、そういうものをやって、競争を活発化させていきたいというふうに考えているところでございます。

○石垣委員 第二の問題でございますけれども、先ほど若干ちよつと触れましたけれども、実は、このATM機械の契約状況を見ますと、非常に奇妙なことがわかつてくるのです。これは、日立製作所、富士通、オムロン、東芝、沖電気、五社がおのおの機種別、分野別、年度別に、大体百二十億から百五六十億の範囲で契約が非常に順序よくされている状況がわかります。こういう実態を私はもう一度郵政省として調査をして検討する必要があるのではないかと思うのです。

○自見國務大臣 改善されないのか。逆に言えば、この分野に他社が参入すると、いわゆる日立製作所が受注しないのですけれども、この実態について郵政省はどういう見解を持っていらっしゃいますか。

○是枝説明員 お答えいたします。

その実態を一つ私は申し上げたいと思うのですが、それとも、オムロンが、平成七年度、自動支払い機II型CD、四億七千百万円、平成八年度、自動預払い機大型ATM、百五十一億三千二百万円、平成九年度、自動支払い機カード専用ATM、十六億二千二百万円、平成七年度、自動支払い機薄型CD、十一億八千四百万円、平成八年度、自動支払い機薄型C D、四億二千五百万円、平成九年度、自動支払い機小型II、これはATM、百二十億七千万円、合計百五十三億百万円、これは沖電気です。

それから、富士通、平成七年度、自動預払い機大型ATM、百五十四億九千四百万円、平成八年度、自動支払い機小型IIATM、一億二百万円、合計百五十五億九千六百万円。

それで、先ほど述べました日立製作所、これが平成七年度、自動支払い機ATM、一億二千九百萬円、平成八年度、自動支払い機小型、これは全部小型II、これはATM、百二十億七千万円、合計百五十三億百万円、これは沖電気です。

それから、富士通、平成七年度、自動預払い機大型ATM、百五十四億九千四百万円、平成八年度、小型ATM、四十三億八百万円。それで、郵政省に聞きますと、恐らく、平成十年度は同じく小型機を発注する、その価格は大体四十億円を超えるだろう、こういうふうに言われております。

これを合計いたしますと大体百三十億円。それで、平成九年度、初めて東芝が受注いたしました。これは自動預払い機大型ATM、大体百十六億九千万円、非常にこれは金額がうまく調整されているのですね。

○石垣委員 お答えいたします。

私は契約担当サイドでは、そういう議論といふのはこれまでございませんでした。

○石垣委員 だから、極めて私は無責任だと思うのですよ。これは国民の大切な税金なのです、お金なのですよ。それは、やはりそれが見ても、いわゆる透明に、公平に契約され、それが実行されている、こういうことが納得できるような受注体制になつていかなければいかぬと私は思うのです。

これは、今後どうされますか。

○是枝説明員 ただいま先生の御指摘もございまして、また、やはり公正な競争促進ということが私たちの立場でございますので、そいつた価格の動きとか受注動向、そういうものについては細心の注意を払つていきたいというふうに考えております。

○石垣委員 だから、透明性のあるそういうシス

トといふには思つておりませんので、今後ともこういったたくさん企業が参加し、そして競争が活発になるよう努めてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○石垣委員 この日立製作所が毎年独占受注しているATM小型機は、ATM大型機を製作してい富士通、オムロン、東芝、また、小型II機を製作している沖、富士通が製作できないわけがない、

と思うのですね。そういう技術を持つておると思うのですよ。なぜこれに応募しないのか。

大型機は一万三千枚ですか、小型機は大体七千枚、そういう性能の違いはございますけれども、これは何も難しい技術じゃないと思うのです。なぜこの分野だけ日立以外に技術を持っているそれぞれの業者が結局参入してこないのか、非常に私は疑問に思うのですね。

結果的に、結局、日立製作所が自分で製造したATM小型機を自分で入れる、それで自分で落札する、こういう形が果たして、公募、いわゆる一般競争入札として正式な、正当な了解を得られるシステムなのか、私は極めて疑問なのです。

○自見國務大臣 今、財務部長からの答弁がございましたように、政府調達手続に従つて、仕様書作成に当たつても、事前に官報に公示し、意見を求めるとともに、透明かつ公平な一般競争入札にざいます。そういう答弁があつたわけでござります。

今後とも一般競争入札することとし、多くの入札参加が実現できるように取り組んでいきたいといふように思つております。

○石垣委員 だから、先ほどちょっと若干答弁がございましたけれども、こういう制度は早急に改め、こういう体制を迅速にとる、いかがですか。

○是枝説明員 私ども、こういった一社だけが応札するといふような状態は好ましくないというふうに考えてることは先ほど申し上げたとおりでございます。

それぞれのATMをつくっている個々の会社の事情と申しますが、どういう判断か、そこまでは私どもフォローいたしておりませんので、申し上げかねるところもございますけれども、やはりそれがATMをつくっている会社ではどういつたものつくつていこうか、それはそれぞれの会社の方針というものもあるのではなかろうかなと社の方針といふものもあるのではなかろうかなというふうに思つております。

ただ、私どもはやはり、こういった競争を促進させるというふうな形で、これからもいろいろ積み重ねといいますか、そういうものをやって、競争を活発化させていきたいというふうに考えているところでございます。

○石垣委員 第二の問題でございますけれども、先ほど若干ちよつと触れましたけれども、実は、このATM機械の契約状況を見ますと、非常に奇妙なことがわかつてくるのです。これは、日立製作所、富士通、オムロン、東芝、沖電気、五社がおのおの機種別、分野別、年度別に、大体百二十億から百五六十億の範囲で契約が非常に順序よくされている状況がわかります。こういう実態を私はもう一度郵政省として調査をして検討する必要があるのではないかと思うのです。

○自見國務大臣 改善されないのか。逆に言えば、この分野に他社が参入すると、いわゆる日立製作所が受注しないのですけれども、この実態について郵政省はどういう見解を持っていらっしゃいますか。

○是枝説明員 お答えいたします。

その実態を一つ私は申し上げたいと思うのですが、それとも、オムロンが、平成七年度、自動支払い機II型CD、四億七千百万円、平成八年度、自動預払い機大型ATM、百五十一億三千二百万円、平成九年度、自動支払い機カード専用ATM、十六億二千二百万円、平成七年度、自動支払い機薄型CD、十一億八千四百万円、平成八年度、自動支払い機薄型C D、四億二千五百万円、平成九年度、自動支払い機小型II、これはATM、百二十億七千万円、合計百五十三億百万円、これは沖電気です。

それから、富士通、平成七年度、自動預払い機大型ATM、百五十四億九千四百万円、平成八年度、自動支払い機小型IIATM、一億二百万円、合計百五十五億九千六百万円。

それで、先ほど述べました日立製作所、これが平成七年度、自動支払い機ATM、一億二千九百萬円、平成八年度、自動支払い機小型、これは全部小型II、これはATM、百二十億七千万円、合計百五十三億百万円、これは沖電気です。

それから、富士通、平成七年度、自動預払い機大型ATM、百五十四億九千四百万円、平成八年度、小型ATM、四十三億八百万円。それで、郵政省に聞きますと、恐らく、平成十年度は同じく小型機を発注する、その価格は大体四十億円を超えるだろう、こういうふうに言われております。

これを合計いたしますと大体百三十億円。それで、平成九年度、初めて東芝が受注いたしました。これは自動預払い機大型ATM、大体百十六億九千万円、非常にこれは金額がうまく調整されていますね。

○石垣委員 お答えいたします。

私は契約担当サイドでは、そういう議論といふのはこれまでございませんでした。

○石垣委員 だから、極めて私は無責任だと思うのですよ。これは国民の大切な税金なのです、お金なのですよ。それは、やはりそれが見ても、いわゆる透明に、公平に契約され、それが実行されている、こういうことが納得できるような受注体制になつていかなければいかぬと私は思うのです。

これは、今後どうされますか。

○是枝説明員 ただいま先生の御指摘もございまして、また、やはり公正な競争促進ということが私たちの立場でございますので、そいつた価格の動きとか受注動向、そういうものについては細心の注意を払つていきたいというふうに考えております。

○石垣委員 だから、透明性のあるそういうシス

テム、あるいはまた結果として納得できる形にやはりなるように、ひとつ担当者として誠心誠意取り組んでいただきたい、これを要望しておきます。

次に、ATM、CD機械の保守点検会社に日本オンライン整備株式会社がありますが、職員数は四百十九名、うち百二十人が郵政省関係の天下りである、このように報告をいただきました。過去三年間の天下り数は、平成七年二十四人、平成八年三十九人、平成九年三十八人ということになつておりますね。

そこで、この会社の役員、何名中何名が郵政省関係のOBで占められているのか、答弁してください。

○安岡政府委員 日本オンライン整備の常勤役員で、現在、郵政省OBとして把握している者は四名であるということです。

○石垣委員 では、その現職名と就任月日、それから最終官職、これを挙げてください。

○安岡政府委員 代表取締役社長は小山森也でございまして、郵政事務次官を六十一年六月に退官しております。それから代表取締役専務は福崎政雄でございまして、岐阜簡易保険事務センター所長でございます。平成二年七月退官ということでおられます。

○石垣委員 では、その現職名と就任月日、それから最終官職、これを挙げてください。

○安岡政府委員 代表取締役社長は小山森也でございまして、郵政事務次官を六十一年六月に退官しております。それから代表取締役専務は福崎政雄でございまして、岐阜簡易保険事務センター所長でございます。平成二年七月退官ということでございました。それから、取締役管理本部長の西尾省三は横浜中央郵便局長、平成六年七月退官。それから、取締役業務本部長石井薰は新東京郵便局長、平成五年七月退官ということです。

○坂上委員長 追加ありますか。どうぞ。

○安岡政府委員 就任年月でござりますけれども、社長は平成九年九月でございます。それから、専務は平成八年九月でございます。それから、取締役の西尾でございますが、平成九年九月でございます。それから、取締役の石井でございますが、平成七年九月ということで聞いておりま

す。

○石垣委員 そこで、日本オンライン整備株式会社の業務内容を見ますと、ほとんどがいわゆる郵政省所管の業務内容になつておりますね。その中

に保守費用を払っているのか、過去三年間を発表してください。

○是枝説明員 お答えいたします。

○石垣委員 過去三カ年のATM、CDの保守料でございまが、平成七年度が六十億、それから平成八年度が六十三億、平成九年度六十五億となつておりますね。

そこで、この会社の役員、何名中何名が郵政省

会社をこの保守点検の競争入札に参加させないのですか。日本オンラインだけを何で独占で契約させますか。そのところの意味が私はわからぬのですけれども、なにこのことはそういうことです。ATMとかCDの設置につきましては、その利用の増大に伴いまして、郵便局で一局一台ということはなくて、複数のATM、CDを設置する

ケースもかなり多くなっているということです。一方、ATM、CDの機器調達ということは、先ほどのとおり競争入札で行うということでございまして、さまざまなメーカーと契約を締結しているということです。その結果、同一郵便局に異なるメーカーの機器が混在するという

こと

でございません。そのため、できるだけ品質の高く、かつ保守をできるだけ安く効率よく行うというのが肝要でございますけれども、同一郵便局で異なるメー

カーカーの機器、A社のもの、B社のものという状況になりますと、各メーカーがそれぞれの機器を保守するより、一括して保守した方が能率的でありますし、低コストで保守業務が実施できるもの

だ、こういうふうに考えております。

それから、故障が起きるというケースでも、連絡体制も一元化されるということで郵便局の事務処理も簡素化されるということで、結果として迅速な復旧作業が可能となるということです。

○石垣委員 いや、定価がないと言ひながら、適正な予定価格を積算している。積算根拠は何ですか、これの積算根拠は。

○是枝説明員 保守の作業に要します交通費あるいは人件費、さらには物販代とか、そ

のを計算して、その中からこの日本オンラインという会社が

そのまま上がってきた、こういうふうに私は思うのですね。

○石垣委員 そうしたら、この日本オンライン整備は、その

保守点検以外に郵政省から、この日本オンラインにその他の郵政省関係の仕事について幾ら支払っていますか。

○是枝説明員 お答えいたします。

○石垣委員 ATM、CDの保守以外で郵政省から日本オンライン整備に発注している主な業務といたしましては、郵便局用の窓口端末機の保守がございま

す。これは郵便貯金の窓口でのお客様サービスに使います端末機、これの保守ということでござい

ます。それが約三十八億円ございます。

○石垣委員 それから、ATM、CDでござりますけれども、これは時間外とかあるいは土曜日曜、職員が配置している時間外に稼働させているわけでございますが、そういうものの対応事務、こういうものの委託を

やつております。これが約四十三億円。これが主なものです。

二億円の中で、今お口にしゃつた三十八億とそれから四十三億、これで八十一億ですね。それと、先ほど話がございました六十億で百四十億ですね。百九十二億の百四十億が郵政省が支払っているわけです。言つたら、ほとんど郵政省の仕事ばかりですね。

これではつきりしてきましたよ、独占契約といふものが。こういうことがいいのかという問題です。だからさつき構造的な天下りシステムになつて、こう申し上げたのですけれども、郵政大臣、この現状をどのように判断されますか。

○安岡政府委員 私ども、ATMを始めましたましても、郵便局の事務処理をきちんとやつていく

といふのが大変重大な話だというふうに思いますけれども、その事務処理の仕方も時代とともに変化していくまして、かつてのオンライン処理からオンライン処理に大幅に移行するという状況になっています。

事務処理の機器の種類も増加しているというところで、その機器の納入メーカーも数多くなる、保守業務につきましても、先ほども申し上げましたけれども、一つの郵便局で異なるメーカーの機器、多くの機器がございまして、これに迅速に対応できる保守体制が確立されないと、お客様に業務サービスが十全を期せないというふうになつたわけでございます。

それで、先ほども申し上げましたけれども、一つの郵便局で複数あるということで、いろいろな連絡体制だと、それから例えば保守をやる場合に、それぞれのメーカーが来まして、何月何日はA社のものを見ます、次はこれを見ますというよりは、一社でもつて二つのものを同時に保守できることのが能率的ではないかと思うわけでございましますし、事故発生のときも連絡が容易かなといふうに思います。

それで、メーカーさんにとっても、全国津々浦々に郵便局というのは設置されておりますので、そこに全部置くというのはやはりなかなか難しいのではないかなどといふうに思いますが、

それぞれのメーカーさんから中立性を保つ形であります。

も、答弁になつていませんよ、そんなもの。

百九十二億の売上金の中で百六十億が郵政省から支払われる。しかも、社長以下、専務、これは天取りOBだ。しかも、四百の中で百二十名が郵政省の職員である。私は、こういう実態をどう考えればいいかと聞いています。そんなもの、答弁になつていませんよ。こういう実態がいいのかと私は聞いているわけです。

今、民間企業に対して天下りの問題、いろいろ指摘されています。何遍も言いますが、郵政省ぐるみの下請会社なんだ、日本オンラインというのは。そういうことについてやはり今後きちっと改めるべきだと私は思うのです。私は、これはけしからぬと思うのです。

今の答弁、答弁になつていませんよ、そんなものは。はつきりしてください。そんなにがたがた答弁要りません。これを是正する方向に持つていくだけがいいです。

○安岡政府委員 私どもとしまして、基本的に

は、貯金事業を預かるものとしては、ATMの保守管理を効率的に、またきちんと復旧作業をする

ということが一番大事なポイントでございまして、それが効率的にできるところは、今のところは、そういうハード、ソフトのメンテナンスの資格を持っていてるところが日本オンライン整備でございますので、そういう体制でやつているところ

だというところでございます。

○伊東説明員 お答えいたしました。

御指摘の件につきましては、ただいまお話をございましたように、入札に関する独占禁止法の違反行為が行われている疑いがあるということで、

昨年十二月に立入検査を実施し、その後関係者が

させていただいたところでおこざいます。

○石垣委員 現在調査中ということで対外的にはなかなか発表できないということなんですか

も、大体調査はどんなところまで進んでいますか。

○伊東説明員 調査中でございまして

で内容についてのお答えを差し控えさせていただきます。

きたいと思いますが、できるだけ早く結論を得るべく、現在努力しておるところでござります。

○石垣委員 郵政大臣として、こういう公取が結局調査に入つたという事実について、どのように思われますか。

○自見国務大臣 石垣委員にお答えをさせていた

時間がありません。これを置きます。

最後にもう一点、せつかくきよは公正取引委員会にお越し頂いたわけでござりますから、改めないということなんですね、今の答弁は。わかりました。今後私は改めて追及します。きょう

は時間がありません。これを置きます。

○石垣委員 こういう独占契約については今後も改めないということなんですね、今の答弁は。わ

かりました。今後私は改めて追及します。きょう

は時間がありません。これを置きます。

○伊東説明員 お答えいたしました。

御指摘の件につきましては、ただいまお話をございましたように、入札に関する独占禁止法の違

反行為が行われている疑いがあるということで、

昨年十二月に立入検査を実施し、その後関係者が

させていただいたところでおこざいます。

○石垣委員 現在調査中でござることで対外的には

なかなか発表できないということなんですか

も、大体調査はどんなところまで進んでいますか。

○伊東説明員 調査中でございまして

で内容についてのお答えを差し控えさせていただきます。

きたいと思いますが、できるだけ早く結論を得るべく、現在努力しておるところでござります。

○石垣委員 郵政大臣として、こういう公取が結

局調査に入つたという事実について、どのように思われますか。

契約に関しまして区分機製造メーカーに対しまして立入調査を開始して、当省といたしましても、調査に協力を求めてきたので、契約関係資料提出など積極的に調査に協力をしているところでござります。

今答弁ございましたように、現在も公正取引委員会が調査を継続しているということでございまして、当省といたしましても今後の調査の推移を見守りたいというふうに考えております。

○石垣委員 時間が来ましたので終わります。また改めて、この問題がありますので、続いてやら

がある、こう思うのですけれども、公取は現在どのような疑いで立入調査されているのか、その経過と課題について答弁してください。

○伊東説明員 お答えいたしました。

御指摘の件につきましては、ただいまお話をございましたように、入札に関する独占禁止法の違

反行為が行われている疑いがあるということで、

昨年十二月に立入検査を実施し、その後関係者が

させていただいたところでおこざいます。

○石垣委員 現在調査中でござることで対外的には

なかなか発表できないということなんですか

も、大体調査はどんなところまで進んでいますか。

○伊東説明員 調査中でございまして

で内容についてのお答えを差し控えさせていただきます。

きたいと思いますが、できるだけ早く結論を得るべく、現在努力しておるところでござります。

○石垣委員 郵政大臣として、こういう公取が結

○矢島委員 年度途中で行った取引、つまり最終段階では、期末では残高を保有していかなければ、実際に、その間において先物外國為替取引、ヘッジとしてやった経験は一度もないのですか。

○金澤政府委員 平成七年度、平成八年度はございませんけれども、平成九年度で為替相場が円高に振れる局面がございました。私ども、これはヘッジをかけるタイミングと判断いたしまして、先物の外國為替取引を数件実施したということがございます。

○矢島委員 郵貯はどうですか。

○安岡政府委員 平成八年でございますけれども、この八月に円高に向かった時期がございまして、その際、保有外貨債のうちドル建て債の一部について為替のリスクヘッジを行つたところでございます。運用残高はないところでございます。

○矢島委員 安岡局長に郵貯の方で聞きますが、平成八年的八月、円高に向かう状況の中で一部についてやつたといふことですが、どれだけの額を行つて、どういう結果になつたか、取引期間はどうぞういかわかりますか。

○安岡政府委員 平成八年度の先物外國為替の売買額でございますが、三千万米ドルということでございます。

○矢島委員 もうちょっと聞いたのですが、わからぬのですか。もしわかれれば、どれだけの差益があつたか、それから取引期間はどういう期間だったか。

○安岡政府委員 どうも失礼しました。

売買益でございますけれども、三百三十三万円の売買益を得ておられます。期間で

すが、正確のところはちょっと、手元にございますけれども、八月に円高に向かつた短い時期だというふうに承知しております。

○矢島委員 そうすると、今の御答弁ですと、三百三十三万円の差益があつた、取引期間は短い期間であつた、こうしたことありますか、この

ヘッジをかけた外國債は、このヘッジ終了時には償還あるいは売却したのかどうか、その辺を。

○安岡政府委員 お答えいたします。

本体の外國債は、保有したままでございます。外債が振れていくますと、ヘッジをかけたこの外債は、その後の状況によって、差益を生んでいます。

こののは、現物の実現損と相殺されることなく、かもしないわけですね。そうすれば、この差益がそのままの利益になつているということになると思うのです。

この郵貯でやつた平成八年の先物取引、非常に短期間であった、どれくらいかわかりませんが、しかも差益は三百三十三万円である、ヘッジをかけた外債はこのヘッジ終了後も保有している、大体そういうことがわかつたわけですが、こういふものじゃないかと私は思うのですよ。

つまり、外債がもしリスクを生じるようなことがあるといけないから、ヘッジをかけるために先物を取得しておくということでこの九五年以降の取引の中で考えていつたわけでしょう。そうすると、この取引がどうしてヘッジ取引と言えるのかという点に私は非常に疑問を持つわけです。

そこで、円高傾向に向かつたとか、その時期の問題等も今御答弁いたいたので、どういう状況

の中でも円高方向への予想をされたのかといふなことも含めてもう少し詳しくその点を調べたいと思うのですが、そのためには、どの外債にヘッジをかけた、そして八月ごろ、それから短期間と

いうわけですが、その辺をもう少し詳しく答弁いただきたいと思うのです。

なぜヘッジをかける必要があると判断された

が、その根拠は先ほど大ざっぱですが局長が答弁したようですが、どうもあただけの答弁ではなぜ

いためにヘッジをかける必要があったのかがはつきりわからぬのです。ひとつその辺のことをもう少し詳しく答弁していただきたい。

ちょっと前の話でございますので、少し一般論でしか申し上げられないところがありますけれども、円高傾向がありまして、ヘッジをかけるべきときだということございます。

それで、ポイントのところは、外債、外貨建

て債につきまして先物為替でヘッジをしていくと、つまり、三千万ドルのヘッジをかけたわけですが、一日取引だ、間違いないと思ひます。

そこで、一日取引だ、間違いないと思ひます。どちらの先物の外債のヘッジだということでござります。

○矢島委員 どうも今の答弁では、繰り返しをしましたが、その取引が本当にヘッジ取引なのかどうか、きちんと私が判断できる材料を与えていただけないので。

つまり、私が言いたいのは、そのとき本当にヘッジが必要だった、円高方向だと判断された、そうすると、そのとき保有していたドル建て外債すべてにヘッジをかける必要があつたのだろうと思ひます。

つまり、実際かけたのは、そのときの保有のドル建て外債、資料によりますと約八千億円、その中でかけたのは三十億円程度、何百分の一のオーダーですね。なぜ、円高方向だ、ヘッジだ、外債持つている、しかし、ほんの百分の一以下の部分にだけヘッジをかけて残りはヘッジをかけていない、こういうことは、むしろどう見ても投機的な取引だと考えざるを得ないです。それはどうし

てそうなるのですか。

○安岡政府委員 この先物外國為替の制度がその當時できたりでございまして、制度を円高に実施する意味で、保有している債券の中の一部が入ったということです。

○矢島委員 平成七年に法律的にでき上がって、八年度の実績の中でそういうことが行われたわけ

ですが、その後は別にそういうことは郵貯の場合はないのですか。

○安岡政府委員 八年度につきましてはございませんして、先ほどその辺については申し上げたとおりだということございます。

○矢島委員 円安の方向ですからヘッジをかける必要はないという御判断だらうと思うのですが、ただ、私が非常に危惧するのは、局長、短期間だけ債でござりますと、これは一日取引。後で調べてくれて債につきまして先物為替でヘッジをしていくと、いう話でございまして、債券そのものは保有する格好で保持しているということございます。あくまでも外債運用を適正ならしめるという観点から先物の外債のヘッジだということでござります。

○矢島委員 どうも今の答弁では、繰り返しをしましたが、その取引が本当にヘッジ取引なのかどうか、きちんと私が判断できる材料を与えていただけないので。

つまり、私が言いたいのは、そのとき本当にヘッジが必要だった、円高方向だと判断された、そうすると、そのとき保有していたドル建て外債すべてにヘッジをかける必要があつたのだろうと思ひます。

そこで、たつたの一日の取引をやって、先ほどのように三百三十三万円ですか、売買益を得た。本当にヘッジ取引なのか。まさに、中身から考えてみれば、これは一日取引を一年間やつたら三百六十五回やることになるわけですから、いわゆる投機取引だと言われても仕方のない内容ではないか。

もう少し中身を詳しく、私の質問した中身について局長は部分的にしか答えていないので、その確証をこれからやりたいと思うので、後でまたこの問題を取り上げたいと思います。

そこで、ヘッジ、ヘッジと局長言われるわけで、これは法案が出たときにもこの問題で質問しているわけですから、なぜ先物取引を行うかと返していただきながら、なぜ先物取引を行うかと

いうことについてはわかっていますから、一々繰り返していただかなくて結構ですが、現物を保有し続けて、その外債のいわゆる償還あるいは売却、こういうことによって、差損がある、ある

いは差益を生じる、これはもう何年も先のことな

のです。

保有している、これは何年物かわかりませんが、十年あるいは数年先の問題だ。言葉では、この現物にヘッジをかけた、こう言つても、実際にはこの為替差益をねらつた為替投機取引、わずか一日でひとつ差益をもうけようというやり方、これはヘッジというよりも、むしろ投機だと言わざるを得ないと思うのです。

もし差益ではなくて為替取引によって差損が生じたとき、このときに現物は手放さない、持つている。そうすると、これは言うなればその差損が現物の差益によって相殺されないわけです。保有してしまつてはいるわけですから、もしそういう取引を行えば、結局この為替差損だけが残ることになるわけです。

満期保有を原則としているわけですね。だから、この上で短期の為替取引を行えば、必然的にこの短期取引というものは差益をねらつた投機的取引にならざるを得ないというふうに考えるのです。そのことが、先ほどの答弁にあつた三千万ドルの九六年度の取引、一日で手放さない、持つて保有する、まさにヘッジではなくて投機だ。

今回の法改正は、ピッグバンに対応してこうした外國為替取引を証券会社を通さずに郵貯、簡保本体が直接やるうというものであります。これは国民のいわゆる貯金、簡保資金を使うわけですから、恐らく投機的な取引に機動的に活用しようなどということをねらつておられるのではないかと想われても、この実績から見ると、言いわけの言いようがないではないですか。

つまり、私が言いたいのは、先物外國為替取引に簡保あるいは郵貯を投入するというのは、まさに今局長が挙げられた一つの例でもわかるように、投機的取引だ、やめるべきではないか。いかがですか。

○金澤政府委員 外國債運用におきましては、為替レートが一定であれば、満期まで、バイ・アンド・ホールドということで、長期間保有することにより高い利子収入を得ることが可能でございま

すけれども、為替の変動によりまして、受取金利が低下したり、償還時の元本割れの可能性があるということです。

このような為替リスクを回避する手段として、先物外國為替を導入していく。これはこれを導入するときの言い方である。

活動するということが簡保本来の確実、有利な運用のために非常に重要なふうに考えております。

私どもがなぜこのような為替ヘッジをかけるか、先物外國為替を行ふかということでございまが、これを対象にヘッジを行うことによりまして、円高が進行した場合には、先物外國為替の為に、先物外國為替により一定期間、市場では大体三ヵ月から六ヵ月というのが非常に多いわけです。これが、これを対象にヘッジを行ふことによりまして、円高が進行した場合には、先物外國為替の為に、先物外國為替を確保し、保有債券を売却して、その売却損を為替益によりカバーするということです。

そこで、「簡易保険」、先ほど私がちょっと御紹介したのですが、この「ディスクロージャー誌

に、これと逆のような事例が生じるわけでございまますけれども、保有債券を売却することは、その場合には損になりますので、先物外國為替だけを処分いたしまして保有債券をそのまま保有するといふことは当然ございます。

いずれにいたしましても、基本はヘッジを目的として私どもは行つておられるということでございま

ところで、時間の関係がありますので、この外債の差益損が生ずるような事態、つまり円高に動いた場合の手当として先物外國為替を導入していく。これはこれを導入するときの言い方である。

そこで、私、外債の方の問題で為替差損のことをお聞きましたから確定的なものは言えないと、それはそのとおりなんです。

そこで、「簡易保険」、先ほど私がちょっと御紹介したのですが、この「ディスクロージャー誌

を見ますと、資産運用明細表というのがあります

が、九四年、九五年、九六年度に七百八十八億円、六百七十五億円、七百二十八億円の有価証券

償還損があり、さらに売却損としてそれぞれ年度別に二百十三億円、千七百二十億円、千七十三億円、これは売却損ですね。いずれも有価証券の償還益やあるいは外債の売却益をはるかに上回る額になつてゐる。

つまり、これで私、以前わからなかつた部分が

はつきりしてきたわけですが、これまでのこの評価損が現実の損として確定してきたわけです。

つまり、これは簡保資金の運用第一条の「確実」という面に抵触するのじゃないか。

実は、この問題は、九五年三月十四日の参議院の方の通信委員会で問題が出された。そのとき、谷局長だったと思いますが、こういう答弁をされ

ています。「現実に含み損を生じておるわけございません。この含み損は、現在は含みではあります

度の三年間で償還 売却損が約五千八百八十八億円発生しております。しかしながら、この間の利子

収入、つまり外債の利子は7%程度ございま

して、その利子収入が約六千九百四十三億円発生し

ております。それで、償還 売却益も約四十九億円発生しております。外債運用全体として収益

一千八百四億円が上がつておるということです。

しかも、平成八年度末現在で評価益も二千五百十億円上がつておりまして、合計三千八百五十五億円の利益が出ておるということです。

もちろん、外債につきましては為替の変動等に伴うさまざまなリスクがあるということは私ども承知しておりますので、先生御指摘のよくなよ

り慎重な運用が必要かというふうに思つております。

○矢島委員 いろいろな、ほかのものひつくるめ

に局長が答弁されました。外債について、こ

の「ディスクロージャー誌に書かれていることは私

んとした縛りがあります、そして、ローリスク・ロー・リターン、という言葉も使われました。

ローリスク・ロー・リターンということであれば、先物外國為替以前に、その前の問題として、

こうしたリスクヘッジを必要とするような外債の運用、これ自体考え直さなければならないの

運用です。大臣のお考えを。

○金澤政府委員 お示しのような九四年度以降の

損失を記載するための方法をお話

し申し上げたいと思いますが……(矢島委員「同

じ数字だったらしいですよ、時間がないんだか

ら」と呼ぶ)はい。

ドルが九四年四月の百十円台から九五年四月の八十円台まで、約一年間で三〇%近く急落いたしました。このために外債に償還損が発生したと

ともに、損失を一定程度以上に拡大させないため

に、債券を売却いたしまして新たな資産運用に再

投資したことによりまして、実現損が発生したと

いうことでござります。

簡保の場合、御指摘のよう、九四年から九六年

度の三年間で償還 売却損が約五千八百八十八億円

発生しております。しかしながら、この間の利子

収入、つまり外債の利子は7%程度ございま

して、その利子収入が約六千九百四十三億円発生し

ております。それで、償還 売却益も約四十九億

円発生しております。外債運用全体として収益

一千八百四億円が上がつておるということです。

しかも、平成八年度末現在で評価益も二千五百

億円の利益が出ておるということです。

○矢島委員 いろいろな、ほかのものひつくるめ

に局長が答弁されました。外債について、こ

の「ディスクロージャー誌に書かれていることは私

が先ほど申し上げた数字で、実際にその額は償還益やあるいは売買益よりも上回るという、全体を通じてどうかというより、その外国債のところだけを私は問題にしたわけです。

いずれにしろ、運用するに当たっては確実といふことが重要だということをさらに指摘をしておきました。時間がありませんので、次の問題に移りたいと思います。

次に、実は今度の法案の中で、例えば貯金証書に写真を複写するなどサービスがいろいろ追加されました。私は結構なことだと思います。

しかし、郵便局の窓口で提供されるサービスが多様化していくと、どうしてもその窓口職員に負担がかかってくるわけですね。いろいろな商品が出てきます。多様なサービス、こういうのをスムーズに行うためには、やはり職員の労働環境を向上させていくことが強く求められているわけです。

私は、九六年六月五日の通信委員会で窓口の現金過不足事故の問題でお尋ねしたわけです。それで、実はそのときの過不足の問題で、少なかつた場合に職員自身が自腹を切つて弁済するところの任意弁償、それから正規に処理した状況、それからお客様からもらったお金が多かつた、いわゆる過剰金、そういうものお聞きしながら、同時に、最近のそれらの件数あるいは金額等を私は資料としていただきました。

お話をいたいのですが、時間の関係でその資料から見ますと、任意弁償の件数が八九年以降大体四十万件を超えたまま推移している。それから、現金過剰金は八九年は大体五十万件を超えており、七十万件を超えた年もあります。これらの中では、現金過不足事故というものは、足りなかつた場合は職員が任意弁償という形で自腹を切る。それから、多かった場合にはお客様の方が払い過ぎたという被害をこうむるわけあります。

こうした現金過不足事故が、足し算しますと九年以降は大体年間百万件ぐらいになるのですね。平均して郵便局一局当たりにしますと、年間

一つの郵便局で四十二回、こういう事故が起きていい計算になるわけです。

私は、民間金融機関ではこんなことが起こつているのだろうか、どうなっているのだろうといふので、実は窓口業務を行っている銀行員から話を聞いてきました。民間銀行では、窓口を開めてから手元の現金と勘定が合わないといふことが月に何回かは起ることがあるけれども、必要な取引の記録がすべて残っていますから、どこでそういう事故が起きたかはその記録を見ればすべてわかるようになっているわけです。ですから、原因がわからなかつた事故は一件もないということですね。

これに対し、今私が申し上げましたように、一局当たり平均しますと年間四十二件、全体で百万件の事故がここ数年間ずっと続いているわけです。これはやはり国が行つていく郵便事業の中で、郵便の問題も含めていろいろな取引が、窓口でいろいろなサービスが行われるわけですから、もう一つは、これを労働者に、窓口の職員に弁償させるというやり方、ここがまた一つ問題があるのですね。銀行のことで聞いてみたら、全部これは銀行が負担するわけですよ。これはもう随分前から、一九五九年度、この段階から銀行が負担するというふうに決めている。個人の負担ではないとしている。

私自身、やはりこういう問題は、そこの窓口にいた職員が能力がないとかなんとかという問題ではないのだ、窓口の業務環境、システム、ここに構造的問題があると思うのですよ。ここへきちゃんと手を入れて対策を立てるべきだと思うのです。

以上のことと、二つほどまとめましたが、大臣の方から、○自見国務大臣 矢島委員にお答えをさせていただきます。

郵政事業に対する国民あるいは利用者の皆様方の御信頼をいただくために、郵便、貯金、保険の各事業における各種のサービス、先生の御指摘のように、適正に提供するとともに、お客様の大切なお金でございますから、誤りなく取り扱うこと

が私は大変重要なことだと、うふうに認識を持っています。

そのため、こうした窓口の取り扱いにおいては、現金過不足の発生の防止を図るために、現金過不足事故防止のためのマニュアルづくりやら、あるいはビデオを作成、配置いたしまして、各種会議で活用するなど、従来から職員に対する指導を図ってきたところでございます。

また、後半の質問でございますが、任意弁償の件でございます。郵便局で出納職員が欠損を生じた場合、会計法の規定によりまして、先生御存じのように、会計法の第四十一条でございますが、「善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができます。そういう会計法の規定があり、これがござります。そういうときは、弁償の責を免れることができない。」こう書いてあるわけ

です。これはやはり会計法の規定があり、善良な管理者の注意を怠つたときは弁償の責は免れることができない、こういうふうになつておるわけござります。

このような職員の過誤によりまして生じた欠損金等を弁済によらず国費で補てんすることについては、郵便局を利用する国民の皆様方の理解を得ることができないものというふうに考えております。

しかし、これはやはり非常に工夫の要るところだということはわかつておりますけれども、今の制度の中では非常に、いろいろ研修で、マニュアルをつくり、ビデオを作成いたしまして、いろいろな各種の会議で徹底しておるわけござります。

そういったことでございますが、弁済につきましては、先生御存じのように会計法の規定もございましたし、善良な管理者の注意を怠つた場合は、その弁済は本人にしていただくというふうに今の仕組みはなつていていますので、やはりそこは管理者

の責任というものもあるわけでございますから、そこ辺が今の線かなといふふうに思つております。

○矢島委員 時間になりましたので、いろいろなマニュアルをつくりたり何かと言いますが、マニュアルの数も物すごく少ないのでよ。郵便局の窓口全部に行き渡るような数をつくつていないので、その中身も問題ですが、マニ

ニユアルの数も物すごく少ないのでよ。郵便局の窓口全部に行き渡るような手だてをしているということは、どうも窓口の労働者だけの責任というふうに負わせるには問題がある、やはりいろいろな配備、設備、こういうものが必要になつてくるのだということ、このことをお認めになつたのだと思うのですよ。

ぜひ、法律を変えなければならぬ部分もあるかと思ひますけれども、御研究いただきたい、このことを申し上げて、終わります。

○坂上委員長 園田修光君。

○園田(修)委員 自由民主党の園田修光です。先ほど来から委員の先生方から質問をされております。また、自主運用の面ではどの先生も大変御心配をされておられます。

しかしながら、金融ピッケバンということで自主運用、やはりリスクを背負うという形で、まあ改革のときもそうでありましたけれども、郵便局あるいはまた郵便貯金に対して一般の金融機関からいろいろな御批判をいたいで、財投、郵政省の扱うお金はこれは必ず間違いないのだからといふことがあります。

国民の大手な貯金でありますから、やはりしっかりと運用をしていただいて、しっかりと利息をいただくというのが基本であろうかと思いますけれども、それにはやはり神様でない限り絶対間違いないことは言えないと私は考えておりますから、そういうふうに私は考えておりますから、そういうふうにしっかりと運用していただくようお願いいたします。

ることをもう何回も尋ねるということもできないと思つておりますけれども、私は基本的なことをまた再認識をさせていただきたいという面から質問をさせていただきます。

今回、郵便貯金のネットワークの充実ということで、今ICカードの実験とか、そしてまた先ほどから出ている民間金融機関とのATMの相互接続、それに海外の郵便局のCDネットワークとの相互接続、この三つが新しく、また今実験段階でやつておられるわけであります。そのこと一つ一つを、現状の取り組み、そしてまたATMの意義、そして海外郵便局CDネットワークの相互接続が認められたわけであります。その内容をお聞かせいたきたいと思います。

○安岡政府委員

お答えを申し上げます。

郵貯のネットワークサービスを充実させるという観点で、まず郵便貯金のICカードの実験でございますけれども、ICカード化につきましては、近年、国内外におけるさまざまな取り組みがなされまして、その流れは大変世界的潮流だということで、ICカードに移行するのは時代の趨勢だ、こういう認識でございます。

郵貯としましても、こうした流れに的確に対応するということで、郵便貯金磁気ストライプカードをICカードに移行するための実証実験を実施するものでございます。

実験は、埼玉県の大宮市及びJR大宮駅周辺において、ICカード七万枚を発行いたしまして、スーパー・コンビニなどにおけるキャッシュレスショッピングや公衆電話などで電子財布としてICカードを利用するものでございまして、去る二月の九日から取り扱いを開始したところでございます。

本実証実験は、国民利用者がICカードを安心して活用できるようにするためのものでございまして、その利用動向、技術条件等を把握する観点から実施するものでございまして、この実験の結果を踏まえて、今後いろいろ、実験対象を拡大するとか本格実施等について検討をしていきたいと

いうことでございます。

それから、郵貯オンラインネットワークの関係でございまして、まさに国民共有の生活インフラという形で郵便貯金のオンラインシステムを民間の方にも開放するということでございます。

このことは、郵便貯金の利用者が民間金融機関を含めた全国津々浦々に設置されております郵便局のATMを利用できるようになるものでございまして、郵便貯金の預金者とともに國民利用者の利便性を飛躍的に向上させるもの、こういうことでございます。

それから、海外の郵便局のCDネットワークの相互接続関係でございますけれども、昨年末の予算折衝におきまして、海外のCDとの相互接続も所要経費が平成十年度予算に盛り込まれてございました。

これは、郵便小切手業務に関する約定に基づきまして、現在、欧州五カ国において形成されております郵便局のCDネットワーク、これはボストネットというふうに言つておりますけれども、このCDネットワークに加盟をいたしまして、郵便振替の加入者が相互に加盟国の郵便局CD等により現地通貨で自己の口座から払い出しができるようになります。

私どもとしても、もともと、郵貯は、国民の皆さんにあまねく利用していただきたいという立場でございまして、この公金の自動払い込みの利用につきまして、各地方公共団体といろいろ折衝を強化しているという結果、今の実情を申し上げますと、平成十年の三月末でございますが、三千三百二の地方公共団体のうちの二千五百十団体、導入率でいいますと七六・〇%の団体に御利用いただいておるということで、地域住民の利便性の向上に役に立つてあるということでございます。

ただ、それで十分かということがありますと、まだまだ利用していない市町村も一四%であるということござりますし、同じ公共団体でも、税金はできているけれども授業料はまだできていないとか、そういうケースもございますので、私どものすべての住民サービスをしていくという見地からいえば、もっともっと、やはり公共団体に対する働きかけをこれからも強化していくたい

営の金融機関と接続をしてやつていただく、これはもうありがたいことでありますから、これからどうぞやつていただきたいと思います。

新しいサービスができたわけでありますけれども、従来、私は、地方税とか公立学校の授業料などの公金の自動払い込みが郵便局で取り扱えない地域もたくさんあるのではなかろうか、私の地域もそういうところがありますけれども、地方公共団体における公金自動払い込み導入についての考え方など、現状はどのような現状になっているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○安岡政府委員 地方公共団体関係の地方税、それから公営住宅の使用料だと授業料もござりますけれども、そういう料金につきまして、地方公共団体の公金の自動払い込みにつきまして、それを身近な郵便局でも取り扱つてほしいというのを、地域住民からも大変強い要望があるわけでござります。

次に、もうどの先生からも質問が出ましたけれども、外為法の改正で、今回金融ビッグバンの中でも、やはり国営事業としての郵便貯金の果たす役割というものをもう一回お聞かせいただきたいと思います。

それと同時に、金融ビッグバンで、やはり、一度は金融サービスの中で、今言われているのは、金融機関同士の金利、これは自由に設定できる

金利決定については、自己の判断で、郵政省の判断でして、決定していくべきであると考えているかどうか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○安岡政府委員 金融ビッグバンの中で郵便貯金の果たす役割という基本的なことでございますけれども、金融ビッグバンというのは、もうきょうもいろいろお話をございましたように、我が国の金融市場を活性化させるということでございまして、もつて、金利あるいは商品面で利用者の利便性を向上させることでござりますので、積極的に推進させていくものとこうことだと認識しています。

ただ、その中で、そういう光の面はござりますけれども、一面、影の面といいますか、金融サービスの地域間格差とか顧客間格差が拡大する可能性があるということです。

大臣からも申し上げておりましたけれども、イギリスにおきましては、平成二年から七年の五年間の間だけなんですかれども、ロンドンの銀行支店数は二百七十一も減少しているということです。

ら、公共団体と郵政省と文部省でありますとか県

でありますとか、そういう公的な機関でまだ七六%というのは、私は一〇〇%になつてしまふべきだと思っていますから、ぜひ、早くやつていただきたいたいと思います。

次に、もうどの先生からも質問が出ましたけれども、外為法の改正で、今回金融ビッグバンの中でも、やはり国営事業としての郵便貯金の果たす役割といふものももう一回お聞かせいただきたいと思います。

それと同時に、金融ビッグバンで、やはり、一度は金融サービスの中で、今言われているのは、金融機関同士の金利、これは自由に設定できる

金利決定については、自己の判断で、郵政省の判断でして、決定していくべきであると考えているかどうか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○安岡政府委員 金融ビッグバンの中で郵便貯金の果たす役割といふ基本的なことでござりますけれども、金融ビッグバンというのは、もうきょうもいろいろお話をございましたように、我が国の金融市場を活性化させるということでございまして、もつて、金利あるいは商品面で利用者の利便性を向上させることでござりますので、積極的に推進させていくものとこうことだと認識しています。

ただ、その中で、そういう光の面はござりますけれども、一面、影の面といいますか、金融サービスの地域間格差とか顧客間格差が拡大する可能性があるということです。

大臣からも申し上げおりましたけれども、イギリスにおきましては、平成二年から七年の五年間の間だけなんですかれども、ロンドンの銀行支店数は二百七十一も減少しているということです。

ですと、貯金すると、お客様にとっては、低利ですけれども利子がもらえる。それを支払わなければいかぬというようなこともあります。現

在、銀行口座を持つていない世帯が全体の四分の一以上になっているということございます。

そういう中で、郵便貯金は、もともと小口個人を念頭に、基礎的な金融サービスを全国あまねく公平に提供するという役割を果たしていますので、ビッグバンが進展する中でも役割は大きいものがあるというふうに認識しています。

もう一方、郵貯がこういう役割を果たすわけですが、国民共有的財産である郵便局ネットワーク、つまり、本日おかけしておりますATMの提携なんかも大いに進めていきまして、国全体、国民全體の利便性をもつともっと向上させるということを基本に置いて対応していかなければいけぬ、こんなふうに考えております。

それから、もう一つは、金利の関係でございまして、一つは、市場決定原則が定められておりまして、一つは、市場金利を勘案すべきであるということでございまして。それからもう一つは、預金者の利益を確保するとともに、民間金融機関の金利にも配意する、こういう原則のもとで郵政大臣が定めるという格好になつておるところでございます。

これからビッグバンの進展を受ける中で、個人の金融市場も、これはかなり変化するのじゃないかなというふうに思いますが、金利の決定に当たつても、郵便貯金の基本精神を踏まえて、健全経営の範囲の中でございますが、預金者の利益の増進になるような金利の決め方をしていくというところが基本的な考え方でございます。

○園田(修)委員 ちょっと時間がなくなりましたけれども、一つだけ簡保のことについてお聞きをいたします。

今郵貯の件については民間金融機関との連携が言われましたけれども、簡保については民間金融機関との連携による郵便局のネットワークの活

用、どのよくな取り組みになつていいか、お聞かせいただきたいと思います。

○金澤政府委員 郵便局ネットワークの民間への開放でござりますけれども、昨年六月の郵政審議会答申「郵便局窓口を通じて民間金融商品を提供するこ

と」、というふうな提言がなされております。簡易保険におきましても、この「郵便局窓口を通じて民間金融商品を提供すること」という趣旨を生か

してどのようなことができるか、現在民間事業者等とも銳意検討しているところでございます。

また、簡易保険のサービスを民間のネットワー

クを通じて提供するという観点からは、平成十一年度から簡易保険の保険金、年金等を加入者の有

します預金口座を通じて支払うことができるよう

にいたしました。

今後とも国民の利便の向上を図るため、民間金融機関との連携による相互のネットワークの活

用、これに積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○坂上委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○園田(修)委員 よくわかりました。しっかりとやつていただきたいと思います。

○坂上委員長 これまで、本案は原案の終わります。

○坂上委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○坂上委員長 よくわかりました。しっかりとやつていただきたいと思います。

○坂上委員長 これまで、本案は原案の終わります。

○坂上委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔本号末尾に掲載〕

○自見國務大臣 放送法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会について国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、郵政大臣への届け出について総括原価主義の撤廃等制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

その第一は、日本放送協会についてである。日本放送協会は、テレビジョン放送による委託放送業務であつて受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものを行うこととするとともに、日本放送協会が当該委託放送業務を行おうとする場合は、郵政大臣の認定を要することとしております。

第二は、受託放送業務の提供条件についてであります。

日本放送協会は、テレビジョン放送による委託放送業務を行おうとする場合は、郵政大臣の認定を要することとしております。

第三は、受託放送業務の料金その他の提供条件が適合すべき総括原価主義等の基準を撤廃するとともに、受託放送業務の料金が不当な差別的取り扱いをするものであるため委託放送業務等の運営を阻害していると認めるときは、郵政大臣は、当該料金を変更すべきことを命ずることとしております。

アナログ方式の衛星放送を行つている者が、その放送番組と同一の放送番組をデジタル方式の衛星放送の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合には、当該業務について郵政大臣の認定を要せず、届け出で足りることとしております。

その他規定の整備を行ふこととしております。なお、この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。ただし、受託放送の提供条件に関する改正については、公布の日から施行することとしております。

○坂上委員長 この法律案を提案いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

○坂上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○坂上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席席を求める意見を聴取することとし、その人選及び日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

放送法の一部を改正する法律案 放送法(昭和十五年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の二中「及び」の下に「第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は」を加え、同条第三号の五中「その」を削る。

第二条の二第一項中「第九条第一項第二号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第二項第二号に規定する「協会の委託により行われる受託国内放送を含む。第三十二条第一項本文において同じ。」を、「一般放送事業者の放送」の下

に「(協会の委託により行う受託国内放送を除く。)」を加え、同条第六項中「及び」の下に「第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は」を加える。

第二条の二第一項中「規定は、」の下に「委託国内放送業務及び」を加え、「二十四時間以上」を「十二時間以上」に改める。

第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 テレビジョン放送による委託放送業務(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

○坂上委員長 「前項第一号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第六項中「第一項第一号」を「第一項第三号」に改める。

第九条の四の前の見出しを「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施」に改め、同条第一項中「により」の下に「受託国内放送又は」を、「委託して」の下に「委託国内放送業務又は」を加え、同条第二項中「受託国内放送又は」を削り、「第九条の四第一項の認定を受けた」の下に「委託国内放送業務又は」を削り、「当該届出」とあるのは「当該認可」とを加える。

第五十条の二第二項中「したとき」との下に「、当該届出」とあるのは「当該認可」とを加える。

第五十二条の九第一項中「又は」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加え、同条第二項中「及び」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加える。

第五十五条の十第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十二条の十一中「同条第一項各号に適合しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の二号を加える。

一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

第十四条第四号中「委託協会国際放送業務」を

に「(協会の委託により行う受託国内放送を除く。)」を加え、同条第六項中「及び」の下に「第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は」を加える。

第二条の二第一項中「規定は、」の下に「委託国内放送業務及び」を加え、「二十四時間以上」を「十二時間以上」に改める。

第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 テレビジョン放送による委託放送業務(受託して放送するものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

○坂上委員長 「前項第一号中「放送する」を「放送し又は委託して放送する」に改める。

第九条第一項中「又は」の下に「又は受託して放送する」を「放送し又は受託して放送させるとともに」に改める。

第七条中「行うとともに」を「行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに」に改める。

第二条の二第一項中「及び放送」の下に「又は受託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託」という。)を行うこと。

○坂上委員長 「前項第一号中「放送する」を「放送し又は受託して放送する」に改める。

第五十二条の二第一項中「国内放送」の下に「及び受託国内放送(以下この条において「国内放送等」という。)」を加え、同条第六項及び第八項中「国内放送」を「国内放送等」に改める。

第四十五条中「協会が」の下に「その設備又は受託放送事業者の設備により、」を加える。

第四十六条第三項中「協会が」の下に「委託国内放送事業又は」を加える。

第五十条の二第二項中「したとき」との下に「、当該届出」とあるのは「当該認可」とを加える。

第五十二条の九第一項中「又は」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加え、同条第二項中「及び」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加える。

第五十五条の十第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務」に改める。

第四十三条第三項中「規定は、」の下に「委託国内放送業務を行なうとする者」の下に「委託国内放送業務を行なう場合における協会を除く。」を加える。

第五十三条の十第一項第二号中「第九条の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第一項中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を

第一項の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十六条の二第八号中「第五十二条の二第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八条の二第二号中「第五十二条の二第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九条の二第一項中「第五十二条の二第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条の十第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十二条の十一中「同条第一項各号に適合しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の二号を加える。

一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

第五十二条の十三第一項中「委託放送業務を行なうとする者」の下に「委託国内放送業務を行なう場合における協会を除く。」を加える。

第五十三条の十第一項第二号中「第九条の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第一項中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を

第一項の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十六条の二第八号中「第五十二条の二第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八条の二第二号中「第五十二条の二第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九条の二第一項中「第五十二条の二第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第五十二条の二第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条の十第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十二条の十一中「同条第一項各号に適合しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の二号を加える。

一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

設備を設置し、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を委託して行わせる(以下「開設するもの」といふ)場合においては、同項中「開設するもの」の規定を適用する場合においては、同項中「開設するもの」の規定を適用する場合においては、同項中「開設するもの」といふ)が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるもの」とあるのは、「開設するもの」と読み替えるものとする。

20 当分の間、人工衛星の無線局(その発射する電波に重疊して多重放送をする無線局を含む)により国内放送を行う放送事業者が、当該国内放送の放送番組と同一の放送番組を電波法の規定により受託国内放送をする新衛星放送局の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合において、郵政省令で定める期間内に、郵政省令で定めるところにより、その旨を郵政大臣に届け出たときは、当該業務について第五十二条の十三第一項の認定(協会にあつては、第九条の四第一項の認定)を受けたものとみなす。この場合において、郵政大臣は、第五十二条の十四第一項第三号(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)の周波数を指定し、及び第五十二条の十四第二項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)の認定証を交付するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条の十及び第五十二条の十一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

2 日本放送協会は、この法律の施行の日前においても、経営委員会の議決を経て必要な定款の変更をし、郵政大臣の認可を受けることができる。

3 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(審議会への諮問)

4 郵政大臣は、この法律の施行の日前においても、附則第二項に規定する定款の変更に係る申請に対する処分並びにこの法律の施行に伴う改正後の放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画の変更、同法第五十二条の十三第一項第三号の規定による郵政省令の変更及び電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第七条第二項第二号の放送用周波数使用計画の変更のために、電波監理審議会に諮問することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会についてその国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件に関する郵政大臣への届出について制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。